

金 時 鐘

展望する在日朝鮮人像

1976. 10. 17

曹 基 亨

在日朝鮮人の戦後史Ⅰ

——民族教育に即して——

1976. 11. 19

佐 藤 勝 巳

在日朝鮮人の戦後史Ⅱ

——法的地位に即して——

1976. 12. 10

在日朝鮮人問題連続講座・講演録

申京煥君を支える会・発行

目 次

- 展望する在日朝鮮人像 金時鐘 (1)
- 在日朝鮮人の戦後史Ⅰ 曹基亨 (17)
— 民族教育に即して —
- 在日朝鮮人の戦後史Ⅱ 佐藤勝巳 (29)
— 法的地位に即して —

この講演集は、昨年(76年)九月から十二月にかけて、申京煥君を支える会主催で開いた「在日朝鮮人問題連続講座」第二、三、四回の記録です。支える会事務局が原稿化したものに、講演して下さった三氏に手を入れていただいたものです。

忙しい中、原稿に手を入れて下さった金時鐘、曹基亨、佐藤勝巳の各氏に感謝いたします。

すでに発行しました第一回の姜在彦氏の演録「在日朝鮮人の日本渡航史」とともに読んでいただければ幸いです。

申京煥君の四年にわたる裁判はいよいよ大詰を迎えています。裁判勝利のために、より一層の支援をお願いします。

一九七七年八月

申京煥君を支える会事務局

展望する在日朝鮮人像

金 時 鐘

一、申京煥裁判が問いかけるもの

庶民感情の上に立つ法体系
在日朝鮮人そのものへの支え
ギリギリを生きる「在日」
統一への希い

二、実像としての在日朝鮮人

差別だけが問題ではない
原罪意識をこえて
屈托のない同胞—集落の中で—
自前で生きるしかない
孤絶していく同胞—教師体験から—
K君の場合
C君の場合

三、展望する在日朝鮮人像

朝鮮そのものの悲劇
祖国に帰るということ
統一したら帰る!?
南北分断の苦痛
深まる亀裂
南と北が同居する「在日」
「在日」こそが朝鮮だ
歴史のうねりの中で
異なるが故に向きあう
問われる在日世代のあり方
自分自身が朝鮮だ



展望する在日朝鮮人像

金 時 鐘

一、申京煥裁判が問いかけるもの

私に与えられたテーマは「現在の在日朝鮮人論」ですが、私はむしろ「展望する在日朝鮮人論」みたいなものを試みてみたいと思います。

話のはじめにまず、一世紀このかた無権利状態を強いられている在日朝鮮人の人権について、このように根強い支援を下さっている日本の心ある友人たちに心からなる感謝をおくりします。

庶民感情の上に立つ法体系

私の国ではよくこういうことがいわれます。「友というのは自分が良い時に多いものだ」そしてそれを裏返すかのように「逆境にある時の友が本当の友だ」と。幸いにも申君は本当の友をもちました。それも日本の友人たちです。このことは幾重にも大事にしたい思いがこめられている友情です。在日朝鮮人の

本当の自由とか人権というものは、日本人自身のみならず自立の中からしか保障されないものだからです。

日本の憲法にも保障されているように、法は万人に対して等しく存在しています。ですがその法の使われ方としては、いつも強い人だけに、法はつよく保護力を用いるのが普通です。弱い立場の人が法の恩典に浴するなどは、本当に稀なことではありません。法体系というものは、もともと、その国民の総体的な意識の総和の上に成り立っているものです。ですから朝鮮人であるとか、部落の人であるとかに對する個人個人の偏見とか蔑視がこわいというのも、まさしくこのためであります。

これらの人々に対して、意識しない意識が、「朝鮮人はきらいだ」というような異和感を庶民感情にぶ厚く根づかせている。個人が

とりたてて「朝鮮人」にひどいことをするということのようなことはまあないでしょうが、法体系というのがまさしくこのようなわけがわからなくて異和感のある、嫌悪感があるというその庶民感情の総和の上に成り立っている、つまりそれによって支えられているのですから、差別と対決するというとき、いやが応でも私たちは法権力と向きあっていることとなります。

在日朝鮮人の存立そのものへの支え

年末をひかえて国会解散が云々され、まもなく衆議院の解散をみるものと思えますが、私たちが在日朝鮮人はいつもながらの選挙結果を、またもや、腕をこまねいて、みていねばなりません。つくねんとその結果だけを待つのです。それでいながら、選出されたその日本の選良たちによって制定される法の規制だけは、いち早く私たちにやってくるのです。日本のいかなる人たちよりも真っ先に、朝鮮人の私たちが受けねばなりません。

在日朝鮮人の拠って立つ歴史的背景であるとか、社会構造的な不条理さについてはたくさん資料が出まわっていますし、先だつて話をなされた姜在彦氏も、たぶんそういうことにふれられたことでしょう。そして今日ここにいただいた八支える会Vのパンフレットやニュースにも、在日朝鮮人の無権利状態を立証するには十二分なものがあると思います。ですから私はそういうことをくどくど申しあげたいとは思いません。ただ無権利状態を強いられていながら、法の規制だけはいち早く受けねばならない私たちが在日朝鮮人にとつて、そういう、法律のこわさ、市民的権利としては、何ら意思表示をする手だてを一切もつていない「在日」という状況の中で、八申君を支える会Vがあるということ、これはけだし「申君」への支えというよりも、「申君」をもって象徴されるような在日朝鮮人の孤絶している魂と、そのものへの支えだと私は受けとめています。

ギリギリを生きる「在日」

申君が育つたという地名の呼び名、「ヨンコバ」の名称は、いただいた資料のおかげで教えられた地名ですが、それがなんと、「小

松川事件」をひきおこした李珍宇少年の生環境に似ているかということ。定時制高校生であつた李珍宇は、日本の女生徒を殺して死刑になりましたね。自分から控訴を取り下げて死刑になりました。非常に勉強のよくて、少年でありましたが、盲目の父を抱えて、極貧の暮しにつかれ果てていたのです。電気も水道もないバラック住いの暗がりのなかで、李珍宇少年は大きくなつたんですから。

こういうことを重ねあわせると、私にはいろいろな思いが去来します。申君を支えてくれている日本人の心ある友情とは裏腹に、純一な同胞像への期待が強い在日朝鮮人の心情の在り方、といったものについてもです。「在日」、日本を生きるということは、日々ギリギリの日常を連ねている行為でもあるのですから、犯罪、つまり法にふれるという生き方は、私たちが在日朝鮮人にとつて、日常次元で背中を合せているもう一つの自分の顔みたくいなものでもあるのです。この公民館から駅まではたかだか五分たらずの道のりでしょう。この五分たらずの行き来の間にすら、私の背中合わせの顔はいつ表にたないとも限りません。ギリギリを生きているものにとつて、「日本」はそこらじゅう出来心をおこさせるものに満ちあふれています。いうところの「健全」でない人々をも含めて「同胞」だということを、わが同胞たちはきちつと知ってほしい。

統一への希い

私たち朝鮮人は、苦渋の年限を三十年にわたつて経ておりますが、それでも私たちは必ず統一をものせずにはおかないでしょう。「統一」とは思想に燃えて、純一な祖国への愛に目覚めた者だけが結びうる希求ではありません。統一をみないがために受難のいばら道はいずれ、足げにされ踏みつけられ、名もなく朽ちはたてた命をもくるめての光復であり、回復が、民族の統一なのです。

金婚老事件のときもそうでありました。「面汚しである」といった受けとめ方です。私も自分の心情の一端ではそうです。日本人の衆目にさらされている在日朝鮮人が、在日に、朝鮮人の善なるものでないことで表だつことに、私も反対です。できることなら私たちは、善良な日本人の多くの市民感情に受け入れられるあり方でありたいと願うものです。だが、そうとばかりならぬ。私たちは科学的法則の中で生きています。負荷性はその比率のなかの必然であるものです。それでも罪を犯していない者が圧倒的に多い。と云われるかも知れませんが、もちろんそうです。だがこのところもう少し知ってもらいたい。確にそれはちがいませんが、「ひずみ」の集約は少数の人たちが負っているからこそ、大多数が健全なのです。だれが好んで「ひずみ」の権化になるでしょうか？

人間とは本来的に個々人として非力なもの

です。その非力さが「ひずみ」にならないように、狭間におちこまないように支えてあげることが、私たち全人間的な要望であっていいのではないのでしょうか。

こういう日本の心ある友人たちに対する感

二、実像としての在日朝鮮人

差別だけが問題ではない

先程、事務局の方から「申君が支えられるということ、けだし申君の犯した罪までが雲散霧消することではない」といわれていましたが、大事な視点だと思えます。在日朝鮮人のいたらなさとか、個人々人のしでかす反社会的な行為までも日本の国家機構・社会機構の抛ってきた不条理の結果だといいい方は、とかく云われやすい「連帯」の云い分でもあるものだからです。

明治百年の日本の歴史がしからしむるところではありますが、「朝鮮人」というものを日本人に向かいあうものとして出す限り、正当さはいつも朝鮮人の側にかたよります。在日朝鮮人の基本的人権であるとか、在日朝鮮人のあり方に支援の手を差し延べてくれる日本の友人たちは、ずいぶん前からおりました。だがその差し出し方、いわれ方が往々にして、歴史の諸事実をふまえるあまり朝鮮人を丸抱えにするような提唱の仕方が、ここ三十

謝と、在日朝鮮人の内実の面をからめあわせながら、私は展望する在日朝鮮人像を出してみたい。そして日本の友人との友情のあり方についても考えてみたいと思います。

年統いてきたように私には思えるのです。

私はいま兵庫県下のある県立定時制高校の教師を四年程前からやっておりますが、そこは部落出身の生徒が五割近くを占めている学校です。つまりその学校に関する限り「差別」という問題は、不断に問われている共通のテーマでもあるのですが、単純に「差別」ということだけが、もしも問題であるのでしたら、朝鮮人に対しては部落の人たちも優に日本人であることによつて差別される側の人間なのです。それでいながら、差別される側の両対極に部落と朝鮮をおきたがる意識は、反差別の重点を成す認識でもあるのですから、反差別で「連帯」することは、二重に朝鮮人と日本人とのあり方を、わかりにくいものにしていくことでもあります。

原罪意識をこえて

在日朝鮮人を、つねに日本人の、よつてきたつた明治百年の原罪をうちつけるものとしてとらえて、「日本人を映しだす鏡だ」とす

る見方は、心ある日本の知識人たちからよく聞かされる謙虚な日本人の朝鮮人像です。これは日本人自身の認識として妥当なものだと思えます。しかしこのことが裏を返したところで、日本人の非をならし、日本人の原罪をうちつける側だけに在日朝鮮人をすえようという思いにかられての認知でしたら、これはやはり糾されねばならないものです。

このような対し方である限り、在日朝鮮人の実像はいつも不在です。こと差別という問題を基点にすえて、日本人と朝鮮人の関係を対置するとき、朝鮮人の内部にかかえもつている朝鮮人自身の暗渠のくらがりは、とたんになくなつてしまいます。南北の亀裂もなく、政治的立場の相違もありません。こと日本人に関する限り、朝鮮人にはすぐにも統一ができるのです。朝鮮人にひどいしうちをするのが「日本人」であるということ、朝鮮人は一様に日本人に対することができるとしよう。このような認識には、朝鮮人の主たる命題を度外視した独善が、歴然とあります。あわせて先進的な意識の睦みあいを、私はみのがすことができませぬ。

こういうこととかねあわせて、八申君を支える会Vのピラにつきのようなが書いてあります。「原訴訟の主張には問題点があります。一つには人道条項にのみ依拠して特別在留をお願いするのは、在日朝鮮人形成の歴史と現在の日本社会の差別性をとらえてい

ないという点で……」ただお願いということでは困るということです。この視点を私はだいたいしたいと思います。だが、だいたいにするあまり朝鮮人がこれに乗っかってはならない。在日朝鮮人の歴史形成や、現在の日本社会の差別性、これはどこまでも朝鮮人側あるいは支援運動に手をのべた日本人の主体的意識として出たとき正当なのです。

いかに「朝鮮人」からされていて、朝鮮について空白な存在の朝鮮人であれ、日本人に対する限り圧倒する「朝鮮人」です。日本人の心からなる支援を、恣意に個的に、私有してはなりません。在日朝鮮人と日本人の連帯が往々にして、まだ朝鮮人としての自我をもつにいたっていない者との睦みあい、たまたま心ある日本人の前にあらわれたがために、接点が出会いの部分でにじんでいる、その「にじみ」の領分のみ、私たちはつながっているケースが非常に多いのです。こちらへんを明らかにすることが日本人の側にも必要でしょうし、むしろ私たちが在日朝鮮人そのものの主体的なあり方として、自己検証しなくてはならないことだと思っています。

屈托のない同胞 — 集落の中で —

私は日本にきてこのかた、どうあれ在日朝鮮人運動の渦のなかを生きてきました。「朝鮮人」という言い方について気に病んでい

言いそえておきます。私が「在日朝鮮人」というのは、全く在日する同胞をさして総体的に言っていることですから、政治的な用語とはとらないで下さい。といって在日朝鮮人・韓国人などと二重にダブルさせて言うほど、私は悠長な人間でもありません。「朝鮮人」で結構だと思っております。そのような渦のはしを生きてきた私が、日本人の生活圏である県立定時制高校の教師になってみまして、自分の生きこし「在日朝鮮人運動の実態が、いかに空隙が多く落ちこぼしの多いものであったかを、身につまされるように知らされています。このことが日本の公立高校の教師になったことの、私にとってのいちばん大きい収穫でありました。

在日朝鮮人の運動の渦の一端を生きていながら、私の視野にあったのはいつも集落の中の、屈托のない同胞像でした。私は冒頭、在日を生きていることは、ギリギリの日々をつないで生きていることだといいましたが、この集落の中では、日常茶飯事的に法律に抵触するすれすれを生きていますので、もはや緊張感はずっと静さを形づくってしまっているのです。たとえば生野区（大阪市）の猪飼野にいきますと、戦後このかた、実に数えきれないほど密造酒の摘発をうけたおばさんがおります。だがこのおばさん、ドブク造りをやめたことが一度もないのです。今でも公然と店をかまえて商売をしております。ドブククの摘発を受け

ても受けても、このおばさんは「私はこれしか生きようがないんや。子供かかえて、いまだ大学行ってるけど、もううちよつとかかるからまだやるで」といつづけけます。とうとうその筋から、「今から行くから風呂敷でもかぶしといてくれや」といつてくると云われるほど、完全にドブクづくりの「市民権」を得てしまったおばさんです。

このおばさんの言い分が、また実に正当なものです。何も在日朝鮮人が、日本の法からみて無権利状態だからやるのだ、とはいいません。そのおばさんがいうのには、「わたしはチツとも日本の米をタダで酒にしてへん」といいます。食堂をまわって残飯を、残飯といえど汚いとも思いかも知れませんが、ちゃんと二十年も三十年もやってきますと客が残したご飯や、余りめしなどをきれいな容器に残しておいてくれるのです。それを蒸して干して、そして発酵させるのです。つまり「私もつとも人間的なことをやっているんや」という信念にうら打ちされているのです。私たちはこのような不法にしよつちゅう出会っていますと、在日朝鮮人のしたたかさは、この不法を生きていることではないだろうか、とさえ思えるくらい悠長な楽天性にいたります。つきに紹介する話も違法な点では同じですが、ただ法的に違法だということではなく、今もって自分の思考にある一つの「燻り」をもたらししていることですので、ついでに話す

としましよう。その人は無許可で産業廃棄物の処理をしている壮年がらみの人なのですが、私はその人から「仕事」の話の聞くに及んで、今更のように「在日」を生きたことの荒涼さを思い知らされたものでした。まさに「火田民」まがいの暮しようなのです。火田民とは焼畑農業をいとなむ極貧農を言うのですが、長年にわたる庄政によって生み出されたものでして、食いつめた小作農たちが火田適地を国有林野にもとめ、火をばなつてすきかえし、灰を肥料に粟、稗、そばなどを作るものの、すぐ地力がなくなるので、次から次へと林野を焼いては移動していくのです。もちろん役人が来れば収獲はそのまま放棄して逃げねばならないのですから、農耕というよりは追われる人達の原始生活に近いものです。

資料によりますと、日帝治下の一九三九年における火田耕作者は三三万戸、約一八七万人に達し、火田面積も実に五七万町歩に及んでいたというのですから、朝鮮の山野がいかに荒れはてていたかは想像にあまるでしょう。私はこの壮年がらみのYという人に出会いまして、つよく創造意欲をかきたてられはしましたが、同じぐらいにやりきれない思いが産業廃棄物を燃したあとのように、眼にしみるくすぶりとなつて今日なおうずいています。朝鮮が「解放」されて三十年がたちましたが、私が少年期を経た自分の国で一度も出会わなかった「火田民」に、ついこの間、日本で出

会つたのです。

この人はあらん限り走り回つて集めては、摘発されるまでの商売をするのです。「太く短くしか生きようがありません」と、どこの川原つぶちにもつみあげて、重油をかけてもしちゃうのです。非常にいけないことですね。本人も、その「いけないこと」はよく知っているのです。それだけに、彼の話しには合わせてやらねばならない笑いがあつて、たがいに手をにぎりあつて酒を飲んで帰りました。

自前で生きるしかない

ともあれ在日朝鮮人は、自前でしか生きようがない。法を無視するわけではないのだが、適法を生きるだけの保障は、私たちにはない。一家挙げて零細な家庭工業に打ち込んでみたところで、一八〇日サイドの約手では、またたくまに換金方法で行きづまる。市中の金融機関から金を貸してもらうためには、まず自己変貌をとげなくてはならないのが、私たちです。金融機関は「朝鮮人」をくらました、日本人面の朝鮮人に金を出すのです。それも有力な保証人と担保をつけてでないと金を出さないのです。

ですから同僚間でお金をまわしあうのは、たいいてい頼母子講です。互助作用の頼母子講も、これまた実に日本の金融法を踏みにじつた仕組みで廻っているのです。掛け金が高じ

まして、いまでは一口十万というのがだいたいの相場ようです。「親」になる人は初回の一回分を自分が無利子で使えるものですが、その「親」になる人が、やたらとふえまして、かかつていたりするものですから、講元が潰れないまでも、「子」のだれかがたおれるだけで、一つの頼母子講は方々に被害を及ぼしたまま破産するのです。ですから頼母子講は、鏡いあつて早くおとしまわないと、あとにいくほど自分のものになる保証はまあないと思わねばなりません。いわば承知の上で、高い利息をあてこんで早く喰いあうのです。

章魚が自分の尻尾、足を食っているようなくみです。日本の金融法では、利息は月九分を越えてはならないのですが、頼母子講の金利というものは、ついこの間は一万掛け金の二十人頼母子講で、まるまる落して二十万です。この一回一万円の掛け金をおとす人が、一人八千円の利息をつけるのです。十一人残つておりましたが、八千円ですから大かた十萬円引いちゃうのです。十萬円引いて、自分の掛け金を天引いて、七万なながしをもらうために十萬の金利を払うのです。

それでもこの「頼母子講」が冠婚葬祭をとりしきり、そこらじゅうの「ヘッブ」屋を産ましめる資金源なのです。このような苛酷なしがらみを生きていながら、集落体の生活というのは何故か屈託がありません。在日朝鮮

人運動の渦を生きてきた私にして、私が見てとつた同胞というのは、このような苛酷な状況下での屈托のない同胞たちばかりであつたのです。

孤絶している同胞―教師の体験から―

それが兵庫のとある公立定時制高校にきまして、そこにきていたいけな同胞の生徒、非常に数は少ないのですが、その生徒たちの家の実態というのは、これも同じように申京煥君の生まれた「ヨンコバ」のような状態でありますが、部落にまぎれて暮している、同胞の個々人の生きざまなどに出会って、私が見てきたつもり集落体の「実像」なるもの、はじめて疑いをもつようになりました。この集落体からきかれて、遠心分離機からはじき飛ばされた水分のように、方々に四散して孤絶して生きていくのが同胞たちのこの生活実態は、いかなる組織の救済のハンゴも末だかつて降りたつたことのない生存体なのです。

申京煥君のこのような事件も、私がいま日常的に学校で出会っている幾人かの同胞の生徒と重ねあわすとき、これはまさしく私が日常的に出会っているその生徒たちと同じ像です。金嬉老であるとか申京煥、このようなひずんだ在日の傷を負つた生存体というのは、身近に八朝鮮Vを知らず人のいなかったことの悲劇でもありません。もちろん申君は地

元の民族学校に行つたといひます。小学校にいたるまでの幼年期がすさまじい少年にとつても、たとえ同胞の組織体がそこにあつたとしても、そのこと自体が必ずしも救済にはならないということ。 「知る」「目覚める」という活力は、知ろうとする意思力と知らそうとする意思力とが結合しあわないと、「知る」ことには至らないのです。

申君が行つていたという韓国小学校の教師たちが、この無惨な生活状況から来ている同胞、いたいけな魂に八朝鮮Vの何を知らしたかは非常に疑問です。在日朝鮮人には幼稚園から大学校まで学校がありますが、朝鮮人だから朝鮮語を習えとか、朝鮮人は朝鮮の歴史を知らねばならないとかいうような言い方で、朝鮮の文字を教え、朝鮮の歴史を教えているといつたたぐいの知らしめ方が普通なのです。この平均数値的な云い方に加えられる「思想」が、国是の反共意識であつたり、金日成の「唯一思想」であつたりですからやりきれません。

「朝鮮の歴史」といつたところで、単一に言えるような歴史が今日あるでしょうか？ どちら側の歴史を知らすことが、在日世代のいたいけな魂に知らせることになるのですか。朝鮮の歴史というのは二つになつちやつていくのです。一九四五年を境にしてふたまたなのです。一九四五年までの知らせ方にしたつて、知らせる側の思想によつて知らせる角度

も内容も違つてくるのです。

このような中でひずんでいる、空洞をかかえもつていたいけな友人たちがたくさんいることを、日本人の生活圏から同胞をながめてみて、本当に身にしみてわかりました。

K君の場合

私の学校での例に、K君の問題があります。この生徒は非常に辛棒強く、着実に勉強をする少年でして、昼間働しながら、大阪の吹田の近くから神戸の長田の方までできていくわけですが、この生徒がある日から突然と学校に来なくなつたのです。担任が家庭訪問をして、その事情を問いつめたところ、「立退きを迫られていのでとも学校へ行くどころのさわぎじゃない」という事情が判明しました。このK君はある小学校の校庭の一隅を終戦直後から不法占拠した袋小路みたいなところに住んでいまして、そこに隣接しておつた土地の所有者である家主が、学校の敷地拡張に依つてK君らの住んでいる家を大阪市に売つてしまつたのですから、立退きを迫られているということなのです。それをうちの学校は、就学を保障するという学校あげての運動理念にてらして、この家族の救済を問題に据えまして大阪市教育委員会にわたりあつたのです。K君のお母さんはクズを買い集める仕事をそこで二十年以上もやっているものですから、生活基盤のこともあり、おいそれとそこを動

けない。どこかのアパートを借りたところで、集めてくるクズを管理することも、置いておくこともできない。大阪市も以上の事情を考慮したあげく、立退くところからそう離れてない水道施設の置き場の一角を、二十坪強切りとってくれたわけです。

これを運動の形で見ると、うちの教師集団はよく行政側を組み合わせ、うちの学校に來ている生徒の就学保証をとりつけたことになるわけなんです。実は問題はそのようなところにあつたわけではないんですね。補償をとりつけた途端、思わぬあつれきが表だってまいりました。全く私など、同じ朝鮮人でありながら、このような家庭もあるのかと思うような、目をおおはかりの実態が浮かびあがつてきたのです。というのはお父さんという人があらわれまして、「おれの同意も得ないでなんということをしてくれるのか。あれは俺のものだ」といつてきたのです。それまでも担任は何度か、君の家へもちろん行つています。そういえば、寝起きも食事も別にしている、「P」というお父さんらしき人がいるとは、たしかに聞いていたことではありましたが、さすがに判断のなかでは苗字も違う「P」を、K君の実のお父さんとは見ていなかったのです。K君のお母さんのブライベートな内縁関係にある人ではないだろうかと考え、ペライバシーを侵してはならないとそれ以上聞いていなかったのが、つまづき

の始まりでした。

だが事実は、教師たちの思いをはるかにこえるものであつた。K君とP氏は実の親子であり、K君の母とは実の夫婦なんですね。ちゃんと結婚式も挙げて、婚姻届も届けられているのに、別々な家族なのです。これはKという生徒が小学校二年のとき、お母さんが無断で、籍を抜いて子供たちを全部自分の姓にしてしまった、生活を分けてしまったからなのです。

このお母さんについては、知っていくほどに複雑な思いをさせられたものですが、K君の祖母、つまりお母さんのお母さんは、福井の方で日本人の後妻に入つて、ずっと以前から日本籍をとっている人なんです。K君のお母さんも結婚するまでその福井の方で旅館の女中さんをしておつた。自分のお母さんが日本人の後妻に入つて生活が落ち着いてきたことを知っているものですから、K君のお母さんの夢というのは、朝鮮人から日本人に変わることが骨の髄にしみついた夢なのです。ですから家には朝鮮の「チョウ」ももちこめない。食べ物にしても、もちろんキムチどころか、朝鮮的なニオイのするものは一切ダメです。そのようなお母さんですから、日本の婦人よりもまだ日本人ですね。あのアバラ家の土間にベニヤで仕切つたようなところに住んでいましたが、私たちが行くところについてあいさつをしたりするようなお母さん

なんです。ご自分のお母さんが日本人の後妻に入るまでの生活が、余程ひどかつたのでしよう。ですからどうすれば朝鮮人からきれて日本人になれるかばつかりを考えて、生きてきている。

これにひきかえお父さんという人は、私よりは二つ年下の男性でしたが、日本で育つたわりには家父長制度的感覚を根強くもつていて、何かといえどなりつけるような、加えて朝鮮の食べ物しか食べないような男と

きているのです。この夫婦、折合いがつかないのも無理ありませんね。話の通じない男のかなしさで、いつも暴力をふるつて手を出すのですから、子供たちはお母さんの側についてしまつて、完全に日本式の生活をするようになつていく。なまじつ補償されたその土地のために、この異様な関係にある家族は、当然のことのように、名状しがたい相剋をくりひろげることとなりました。

解放教育を志向し、その教育実践を日常断に、ほんとうに朝から夜おそくまでがんばつていくその学校の教師たちによつて、一生懸命たたくいとられたその成果というのが、朝鮮人の集落、思考から切れて孤絶している家庭の中では、仇花としかならないというのですから、やりきれない話しです。K君のお父さんであるP氏は、立退く直前まで、取り壊すブルドーザーがすぐそばまできているにもかかわらず、焦すいしきつた病弱の身を、

雑巾のように横だえて伏せていました。目と鼻の先に、妻子らがいるというのに、お茶一ぱいありつけることもなく寝ていたのです。私はK君らをどなりつけ、せきたて、知りあいの病院にかつきこんだものでしたが、立退きでこわされる家というのは、バラックといえども自分が建てた家なんです。不法占拠なんですけど。その家がブルドーザーで壊されてしまった数日後、病院を抜け出たP氏は、取りこわされた家の現場近くで、首を吊って死んじゃったんです。むごい生涯としか云いようがありません。こういうことを私なら私こういうことを私なら私が、直接参加している解放教育の実践の場で、どのようにはかるべきか。丸一年がすぎましたが、まだ思案はつづいています。ただ救いがあるとすれば、K君の「P」姓への立ち帰りでしよう。「首を吊って死んでやる」と言い張っていた父を、そのとおり死なせてしまった「K」君一家の無残さは取り返しのないものではないですが、その後のK君は父の遺思をついで、お母さんの姓から父の姓のP姓に戻ったばかりか、母の願望である「帰化」にも注文をつけ、自分と上の兄とは「日本人」にはならないことを宣言して、朝間研活動にも精をだしています。孤絶して日本を生きている自分の家庭を知ったP君は、母をかかえて、兄弟をかかえて日本を生き抜くために、一日も早くちゃんとした朝鮮人Vになりますることだと、朝鮮語学習には、こと

のほか熱心です。目を貧らんによどませて、大学進学だけがすべてとなっていた彼が、いまは澄んだ眼に笑みすら浮かべて、大学へ行く労力を、兄とともに「会計士」になることに賭けるんだと、余裕をみせるまでになりました。このことはやっぱり、うちの学校が朝鮮人子弟に対する対し方をちゃんとしていていることの証しなのだろうと、ひそかに自負をとり戻しつつあるところでもあります。

C君の場合

もう一人の例も聞いてください。この春卒業した生徒にCという生徒がいました。このC君の家庭もまた、私の想像をはるかに超えた家庭でありまして、小学校時代から親がバラバラなのです。お父さんは当時服役中だったようですし、どういう事情か知りませんが、在日同胞にはよくありがちだったことも関連するのでしょうか。お母さんも二年ぐらいは、C君兄弟をかかえて一語にがんばったそうですが、生活を支えていく収入の面で夜の水商売に出る、飲み屋に勤めているうちにアル中になっちゃったんです。そのうち家にもろくろく戻らない。

こういう事情もあって、C君は小学校時代から働いて弟の面倒をみているんです。このこと自体が、私にはそれこそ想像を絶することなんです。幼少のころより生活苦にさいなまれてきたにしては、C君に貧乏くささが余

りない。加えて本当にやさしい。このやさしさが、どこで培かれたものであるかが私にはわからない。ごく最近もそういうことがありました。お母さんはよく、道で行き倒れちゃうんですね。酒を吞みすぎてです。そういうお母さんを、夜を徹して探して歩くことがよくある。C君は年少にして、一子の父となっている家庭人でもあるので、生活に余裕などとてもじゃないのですが、それでもお母さんの面倒をみては、重荷ばかり背負っているんです。それでいながら一日も早く、両親を迎えて一緒に住めるようになりたいというの、C君の念願なのです。形としてはむごい親子関係ですが、私などにはとうてい説明のつかないことだと、C君のそのやさしさにはつくづく感じいらざるをえないのです。

自分が生きるといふことは朝鮮人Vとして生きることなのだ、この春卒業と同時に、これも心ある多くの日本の教師たちの思いが彼をそうさせていることでもあるのですが、神戸地区の同和教育協議会の事務局員として、通信教育の大学生になっております。ま、何年か先、かなり苦しい歳月でしようけれど、四、五年先には教師となつて、うちの学校へやってくるのではないでしょう。私自身が胸ふくらむ思いで待っています。こういう事実を見るにつけ、私が生きてきた渦、いつも私の目の前にあった集落体のあの野放図なまでの楽天性であるとか、屈托のなさというの

は、私がとり違えた虚像ではなかったのか。いやむしろ、在日々を生きる虚像そのものではなかったのか？ どのような救済のハンゴも降りたないところに居るのが、実は在日朝鮮人の実像ではないのか？ この孤絶している魂たちに、口はばつたい言い方ですが、

三、展望する在日朝鮮人像

饒舌がすぎましたので、それでは「展望する在日朝鮮人像」というものについて、私の思いの一端を被歴して、この時間を終りたいと思います。

朝鮮そのものの悲劇

私は先程、この申君であるとか、金嬉老であるとか、李珍宇少年にみるような悲劇は、身近に△朝鮮▽を知らず人のいなかった悲劇であるといいました。それに加えて何よりも展望を見い出せない三十年来の、朝鮮そのものの悲劇であるともいっていいでしょう。民族固有の文化から遠く隔絶している在日世代、若い世代たちにとって、どこを向いてみても、自分の将来に展望があるような今日の朝鮮ではありません。そのような中でいたいけな魂たちが法にふれることもなく、むしろ無傷で日々を過していることが奇跡に近いことなのです。自分の心の張りとなるような、よし今苦しいがこれを生き抜いて、私はこう自分の

人間の意識に参与しようとしているつもり。詩人の一人として、この存立する生存体とかかりあう私の生き方は何なのかを、いやおうもなく、自分の深部に突きつけられているこのごろなのです。

将来とつながるのだということが、民族の在り方として見出せないという展望のさぐりようのないところで生きること自体が、心をすさませるものなのです。

祖国に帰るということ

在日朝鮮人については社会科学の見地からなら、相当資料が出まわっておりますので、私はそれについては別に申しあげますまい。もちろん言及するにしましても、私は社会科学者ではありませんので、それほど条理をつくした話ができるとも思えないのです。ただ、詩を書いている者の一人として、またはこの兵庫で提起され実践されている公教育の場で、「解放教育」という教育実践に朝鮮人として直接参加している現場の一人として、在日朝鮮人をどうみるか、というこのような命題は、遅かれ早かれ私自身が提起すべき私自身の責務のうちの課題でもあると思っておりますので、この機会に私見の一端をだしてみることにし

ましよう。

これは大事なことです。在日朝鮮人という生活集団は決して種族ではないということ。ましてや△在日▽という条件下で独自の生きている部族でもありません。これは偏えに△とり残された民△のようなものです。やがて、約東の地カナン”に行きつくべき苦難の民とでもいっていいでしょう。ところが日本には、「なぜ在日朝鮮人は自分の国に帰らないのか」という疑問が広くうごめいています。口にはださないまでも、庶民感情として度しがたく居すわっている一つの受けとめ方だと思えます。私たち「在日朝鮮人」は、自分の国が△解放△されたといながら、三十年もすぎた今なお日本にいますわり続けているのですから、やはり無理からぬくらい奇異なことに違いないのです。それも、この日本には「在日」という副詞を冠している朝鮮人が七十万近くもおるということが疑問でも何でもない多くの意識からしますと、「なぜ帰らないのか」といういぶかりは、在日朝鮮人に対するそれなりの関心が働いている証左でもありますので、私はむしろ歓迎すべき疑問として受けとめますが、それにはそれなりの解答を必要としますので、決して生やさしい疑問ではありません。

統一したら帰る?!

ところがそのような思いに対して私たち朝

鮮人の側は、きまつて同じことを今で言つてきました。かつての日本のあこぎな仕打ちによつて、強制連行されてきた人たちの生活——その末裔であり、その系譜の中で生きてきた民たちであると。それに加えてことさらのように、「自分の国が分断されているから祖国が統一されれば即刻帰るんだ」というふうに言つてきました。

このようにいい方は、文学の面からみしても、在日朝鮮人の文学を「過渡期の文学」と言っているくらい、もっともこの表現は、生粋の二世作家である李恢成がとある文芸雑誌の対談で言つたことなのですが、祖国が統一されるまでの文学行為が在日朝鮮人文学であるので、自己の文学をも含めて、このような文学は早くなくなつていいし、国が統一されれば帰つてしまふ質のものなのだ、といった半ば自虐的ともとれる発言であつたのですが、真意のほどはどうあれ、このような表現からもわかるように、「在日」は朝鮮人にとつて仮住居の様相を呈している暮しであるという点では一致しているのです。

もちろん私たちはいつか帰りつくべき命運を生きている民です。だがいつか帰りつくべき日を生きているということが、必ずしも過渡的に生きているということではない。人間の生き方というのはどのような形で生きようと、一過性を生きているのである。いつべん生きたことを二度生きることではない。在日朝

鮮人は、いつか帰りつくべき日を生きている。だからこそ、いつか帰りつくべき日を生きているその日そのものが、すべてです。まさしくその日を生きている。

たとえそれが過渡的必然にしろ、かつての日本が然らしめに罪業のため、私たちは余儀なくおるんだというような言い方には私は不満です。もしも国が分断しているから「統一すれば帰るんだ」という言い方が正當なものであるなら、それは、果報は寝て待て、式の棚ぼた式果報観だといわねばなりません。国が分断されているからこそ、自分の国に帰つて国の統一に尽すべきだという思いは、庶民感情としてなお根強いものがあるうかと思ひます。広くうごめいている「なぜ帰らないのか」という問いには、なお大きい隔りがあることを残念ながら否むわけにはいきまじまい。いかに不当な社会機構の中で生きているとはいへ、日本という資本主義の爛熟した社会機構体の中で、どうあれ食うこと、住むことにそう事欠かない生活を営んでいながら、「自分の国が統一されれば帰る」というのではやはりムシがよすぎます。こういう言い方は朝鮮人自身の、それこそ主體的な意識でもつてしりぞけられるべき意識であろうと私は思つています。

南北分断の苦痛

では、どうすればいいかということですが、

棚ぼた式に統一を待つて、帰る、とか「帰らない」とかいうのではなく、分断、亀裂の狭間をうめる有力な「担保」としての群落、生活集団としての在日朝鮮人像を創造したいものです。

知つての通り、私の国「朝鮮」は、かつての日本の意図的な終戦処理によつていまなお北と南に分断されたまま三十年が経過しております。こののらわしい事態は、いかような様態をつづり合はせてみましても、「朝鮮」の「今日」と「未来」にそう夢があるうなどとは思えません。三十年という歳月は、かつての日本が朝鮮を直接統治したという「三十二年」になんなんとする年数であります。この分断の悲劇は、たんに国土と同族が二つに断ちきられているといった形だけの苦痛にとどまらず、「分断」されることによつてさまざまに描き出されている別な意識形態が、同じ「同一民族」でありながら、二つの別な民族のように形成されていっているという事実です。

深まる亀裂

卑近な例に「ことば」の問題があります。朝鮮の歴史は悠に五千年を数えるくらいふるいのですが、朝鮮は二千年このかた地形的にも文化的にも宿命のように中国の影響下にあらねばなりません。それでいながら朝鮮人は自前の文化と独自の言語を保持しつづけた民

族です。広大な中国領土の東の端に小さく突起物のように突きでている朝鮮半島が、世界でも類例をみないくらい強い同化力を数千年にわたってふるってきた漢民族のお膝元で、一つの「省」に吸収されることもなく、「朝鮮」を保持しつづけ、全く独自の生活様式、慣習形態を「朝鮮語」でもって形づくってきた民族なのです。

しかし、この誇つてあまる活力の系譜の中にあつてさえ、「解放」後の三十年の分断の歲月は、早くもその単一言語である「朝鮮語」にさえ差異をきたしはじめているのです。申すまでもなく、ことばというものは人間の意識をつかさどっている機能そのものでもあるのです。ことばによつて人はものを判断し、知覚し、それを総合し体系づけます。それだけにことばというものもつ意味あいとかウエイトとかいうものは非常に大きいものなんです。それがこの三十年の間に、「北」と「南」とではそのことばに対する感覚とか、反応が大きく開いてきています。もちろん「北」と「南」では、地方色の違いがあります。南—韓国ではソウルを中心とした中産階級のことばが標準語です。その韓国のことばと、平壤語を標準語としている北朝鮮—朝鮮民主主義人民共和国のことばとでは、戦前から地方色があつて、発音とか抑揚の差異があるにはあります。ですがそれにしては頻度の高い用語、たとえばもつとも今日的な概念

であり、切実な私たちの願望がこもっている「自由」であるとか「統一」といったような名詞にしましても、明確にその意味するところを異にしていつていることは重大だといわねばなりません。

北は金日成思想を絶対なものとして社会主義国家を志向しておりますので、「労働」とか「指導者」とかいう概念、観念がすべての「美」の、もしくは「価値」の基準にいつわつていゝる大事な要素です。一つの集会のあいさつにしましても、金日成思想と労働意欲を鼓舞することを前提としたレトリックが、独自のイントネーションをともなつて日常化しており、ことばのセンチメンスがすでに抑揚のパターンから高揚性に裏打ちされているのです。

「南」は南で、アメリカ文化を急速に受け入れた、というよりは、氾濫させられたようにもちこまれたものですから、今日のアメリカの要素を強く言語ににじませております。そして必要以上ともいえるくらい「ソウル語」はなよなよし、また退廃的なニュアンスを多くもつております。芸術的表現法にしましても、「北」の美学とは到底相いれないものであることは言を待ちません。

このように「朝鮮」という国を「北」と「南」に分けてみつけてみますと、一つの民族でありながら、三十年の「分断」というものは、想像をはるかに越えて亀裂の度合いを

深くしていつていることがわかります。三十年の風雪の中でひびかれたものが角質化されまして、少々そいでも血もにじまないほど、その裂け目は固くなつてしまつています。こういう冷徹な事実と現実に対峙して、私は「在日朝鮮人」を考えます。

南と北が同居する「在日」

私にとつて「在日朝鮮人」は、自分の国、つまり「北朝鮮」と「南朝鮮」を同視野、一つの視野に収めうる立地条件を意思的に生きねばならない生活集団であるべきものです。

「在日朝鮮人」は徹視的にみれば、その日々というのは無惨なものです。だが民族という次元に立つてみると、けだし、無惨とばかりはいえません。韓国の政権下での三千万の我が同胞が知れないことを、私たちは知ることができません。三千万の南の同胞から断ち切られているものを私たちは手にすることができません。社会主義制度の優越性を謳歌している朝鮮民主主義人民共和国の、堅牢であるはずの体制基盤が、云われているほどのものでないことも私たちは見てとることができません。この「南」と「北」とを同視野に収めうる立地条件を、意思的に生きるといふことは、在日朝鮮人にとつて大きく開かれた視野であり、将来を見通す担保です。

「国が統一しないから帰れない」という言いは、日本人の総体的な庶民感情にそぐわ

ないだけでなく、現実とも合致しません。もちろん日本の自民党政府は、共和国「北朝鮮」に帰国することを公式にはもう認めてはいません。だが、自前で帰るぶんには日本の政府はいつでも門戸をあけつ放しでいるのです。もっとも「北」に帰った人が再び日本に戻ってくることは許されてないのですから、この帰国は追放まがいの帰国ではありません。しかし、帰るということには事欠かないわけですから、日韓会談を「友好的」なうちにとりつけている韓国とでは、韓国に帰るということに何の支障もありません。もし自分の政治信条にしたがって帰国する分には、南、北いずれであろうと「在日朝鮮人」はいつでも帰れます。

ところが帰れない人がほとんどなのですから、何らかの必然が、当然、在日そのもの理由づけられて然るべきなのです。私は先程「棚ぼた式」に統一を待つのではなく、分断、亀裂の狭間を埋める有力な担保としての群落生活集団としての「在日朝鮮人」を規定づけていきたいといいましたが、海を隔てて日本に住んでいながら、それでも私たちが在日朝鮮人は、分断されている祖国の影響からは切れることができず、生活の中にまで思想信条の対立をきびしく持ちこんで暮さねばならない人々でもあります。一つの家庭の中にあつてさえ、北と南を別々に擁立する関係があつたり、はては、親と子の対立が一つの家庭の中

で相剋をきたす例も少なくなく、兄弟どうしでも、ものを言いあわない関係にある家庭すらざらにあります。このむごきに加えて「在日朝鮮人」の生活というのは、申京煥君の少年期を想起してもわかりますように、岩盤に浅い根をはっている「雑草」のような生活です。しかし、政治的に異った信条が、一つところで絡まりあい、対立、拮抗しあつて生きているというところは、とりもなおさず「在日朝鮮人」の生活そのものが、いやおうなく根を絡ましあつてしか生きていけないことの証明でもあります。いいかえれば、政治信条のちがいが、必ずしも別々の棲息の場を必要としない「一つところ」の必然を生きているということです。現今の朝鮮で、「南」と「北」

が同居していられるただ一つの場合が「在日」であるということは、幾重にも重要なことです。冠婚葬祭などで「北」側の人と同席を余儀なくされ、酒をいっしょに飲んだといつてたちどころ政治強権が行使されるとか、獄門の憂き目に呻吟するなどは、「日本」に在る限りまずありません。ですから私たち「在日朝鮮人」というのは、きびしく政治的に対立拮抗しているにも抱らず、生活の実情そのものは絡まりあつて生きているという、動かしようのない「事実」を生きているのも、また一つの私たちの「現実」なのです。

「在日」こそが朝鮮だ

在日朝鮮人が日本に居続ける、これは社会科学的には、在日朝鮮人の私たちに言い分のある正当な権利ではありますが、それにも抱らず、その言い分だけでは日本の庶民感情を納得させえない状況に目を向け、かつての日本の罪業だけをとりあげて、日本に住むことを位置づけるとか、規定づけることの古めかしさを、私たちは、私たちが反古同然の証文として日本人に返していい頃です。

私なら私、詩を書いている「金」という私が、何故日本に居続けるのか、「在日」する言い分を私は私の責任において自己開示しなければならぬ責務があるということですが、そうでなくては、よくいつて一様にいわれている被差別の対象としての、「同情」されるべき朝鮮人だけが「在日朝鮮人」のすべてとなりまして、自ら生くべき方途をもちやもたない、日本残留者でしかなくなりません。善意の意識からしますと、「部落」と「在日朝鮮人」は両極をなす「被差別」の最たるもののようなのですが、こころへんで自国の命運に直接かわる在日朝鮮人像がはやく定着してこなければ、「在日朝鮮人」の形態に得心のいかない日本の庶民感情とのゆき違いは、「差別」する意識があるにいかかわらず、その落差をますます広げていくばかりでしょう。ですから私は、「在日朝鮮人」をおしなべて「差

別」という字句でくくりに大きく反対な
のです。この関係をあきらかにしていかに
と、「差別がいやならくに帰らやいな
ていの庶民感情をよりどころとして、「犯罪
者は強制送還」という立法処置が正当性をも
つに至るのです。

日本の法秩序、特に『出入国管理特別法』
第六条一項六号の、「無期または七年を越え
る懲役、または禁固に処せられたものは退去
を強制できる」からすれば、「日本の社会に
好ましくない」朝鮮人、もしくは韓国人は、自
分の国があるからその国へ帰すだけのことだ
という、ごく普通の法解釈に在日朝鮮人問題
が組み込まれる詐術を、私たちは「日本を生
きる」という「在日」の実存でもって打って
返さねばならない。在日朝鮮人にとってハ朝
鮮Vとは「在日」のことなのだ。「在日」を
生きることに、若い日世代たちよ、確信を
創りだそう。固有の伝統慣習から切れている
として、それがただちに負い目となるのでは
なく、本国にすらないものを私たちが持つて
いるのであり、それが持ちこまれることによ
って豊かになるべき伝統を、慣習を、はては
思想までも、私たちは始まるべき「在日」
の「はじまり」に据えるとしよう。本国に似
せてハ朝鮮Vに至るのではなく、至り得ない
朝鮮を生きてハ朝鮮Vであるべき自己を創り
だそう。そのような私たちに、なぜ、差別が
が第一義なのか?! 一つとこゝろ、を根をか

らましあって生きていくこの「在日」の生き
ざまを、分断固定の悲劇にさいなまれていく
自分の国の有効な展望の証しにしたいと願っ
ている私には、差別の問題など副次的なこと
でしかない。他者から加えられる「差別」が
いかに不条理なものであろうと、同族どうし
でいがみあい、眼を血ばしらせている不幸を
上まわるほどの不条理ではけっしてない。こ
れを糾しうる力を、在日世代の若い意識はも
っているのです。

歴史のうねりの中で

歴史というものは人類史的にみれば一つの
大きな波動、うねりのようなものでありまし
て、日本のいまの「栄華」も、遠い先の歴史
の果てでは一つの小さな刻みにしかすぎない
でしょう。朝鮮の文明が高度に光彩を放って
いたとき、日本はまだ未開でありました。い
わば民族の歴史というものは、そのおかれた
地理的条件、政治的、歴史的、国際的条件・
背景をもとにして、いつも揺れており、ふく
れあがり沈みこむものです。この沈みこんで
いる歴史の接点で、余儀なく挑戦させられて
いる不幸な歳月を、朝鮮人なら朝鮮人として
どう対応し、どう対処していくか、朝鮮人自
身のしなやかな英知のかげどころです。
三十年という歳月はことわるまでもなく決
して短い年月ではありません。無惨なまでに
苦難を強いられながら、またいつ果てる

とも知れない苦難のさ中の「三十年」でさえ
あります。だがこれも歴史のながいうねりの
中からみますと、十三世紀中頭にヨーロッパ
を席卷した蒙古軍が朝鮮を侵略してきたとき、
わが祖先たちは実に四十一年もの間、蒙古軍
と戦い、とうとう、ヨーロッパ全土、中国ま
でも席卷した大帝国の蒙古軍を退げました。
「三十年」はたしかに長すぎはしますが、「
四十年」にはまだオツリもあります。祖国分
断がたとえ、五〇年、六〇年かかろうと、一
つでありうる私たちが捨てないかざり、私
たちはいつまでも「一つ」でありうる
のです。

「在日」を生きるこの意味を、「在日」
そのものが一つのハ朝鮮Vを生きることなん
だという信念にちゃんと立つとき、私たちは
自らの歴史的挑戦を受けて立てるだけの、し
なやかな精神の所有者たりうるでしょう。

異なるが故に向きあう

しかし統一というものはなしとげるとい
う信念だけで遂げられるものでないことは申す
までもありません。私たちがそう遠くない将
来、北と南が合致したとき、その異和感に相
当なものであることが予想されます。生活
構造の差異、感覚のひらきは、日常的な食
物から、嗜好・趣味にいたるまでそのかけり
をもちこむでしょうし、冠婚葬祭等の喜怒哀
楽にまで、ひいては笑い声の高低にまで影を

宿すことは必定です。この異質化しつつも合致すべき必然をかかえもっている「南」と「北」の接合をになう生活集団に、私は「在日朝鮮人」が有効に働くであろうことを信じて疑わないものです。なぜならギリギリを生きている今日そのものを、いつも「南」と「北」を同視野に収めて生きているからです。ですから私は帰りません。

私は自分の出身地が「北」であることも理由の一つとはなっていますが、自分の国の展望について考えるとき、私はやはり、社会主義的制度下で統一されることを真実のように希求している者の一人です。このような念願が働く限り、私の帰国はイコール「北」へ帰るということになります。また私と対立する特定の間人関係がありまして、その人がもし国に帰るとすれば、私との対立を持続したまま「南」へ帰っていくでしょう。その人はその人の信条にしたがって、自分の志向する国家形態を擁立するために「南」へ帰っていくことになります。国に帰りつくという行為は一つですが、苦しくもこれは、お互いが不可分に背を向ける関係ともなるのです。申君が傷めた魂を回復することなく、私と背を向けあう関係に追いやられることに、私は北朝鮮に立つ者として反対です。なにがなんでも、分離の行程を余儀なくされる強制を、見過ごすことはできない。そのためにも私たちは、自己の「帰国」が「分離」とならない方を、

在日朝鮮人の内実の問題として意識化する必要に迫られるのです。自分との立場の違いが、政治、思想、信条の違いが、今日的朝鮮の状況からくる殺しあいではなく、相違が拒絶でなく、違っているからこそ向きあう必要がお互いにあるのであり、相異を認めあうことからはじめまる対話に、背を向けがちな自己に自己が向き合わねばならず、立場の違う相手だからこそ、私たちは心して出会わねばならないのです。そして知るべきです。主義が民族よりもさきにあつたものではないことを、それを知らしめあい、成しうる条件は、現今の朝鮮にあって「在日」しかないのです。その展望の中に当然くるみこまれていねばならない申君が、その癒しがたい傷の所在が、「在日」の歴史性も、経てきた受苦も度外視されて、私たち「在日朝鮮人」が培いうる展望の必然をも、もろとも法権力は追いやろうというのです。もつとも私と向き合ってくれねばならない手負いの友を、在日世代の若い同胞を、私から切り、「在日」から切り、悲嘆のどん底の家族から切ろうというのです。私は反対です。「強制送還」を生ましめた、日本人の心情の非人間性と、法条文を作定した冷血動物に私は反対です。更めて申し上げるとしましょう。在日朝鮮人にとって、朝鮮とは、在日のことなのです。

「在日朝鮮人」が帰らないことの意味を、社会科学的な見地からだけ実証づけることに

反対な理由はここにあります。同一民族としての融和を、一つところ、で生きている「在日朝鮮人」の生きざまの中から実証づけたいのです。先程私は、「南」と「北」を同視野に収めうる立地条件を生きている。生活集団が「在日朝鮮人」だと申しあげましたが、このことは「在日朝鮮人」の存在が、いや応もなく「南・北」の葛藤を同時に織り出さねばならない生き方を生きているという、確認でもあろうというものです。

問われる在日世代のあり方

私なども十数年前、一九六〇年代のはじめまでは在日朝鮮人二世の先端に位する年代の者でありましたが、七〇年代後半にいたった今日では、早くもオールドジェネレーションの彼方に押しやられてしまっています。このものすごいまでの世代推移のなかで、在日朝鮮人二世といわれていた人々がすでに「親」の年代を築いていますし、その若い四十前後の親の子供たちが、まさに今日の義務教育の課程におつたり、日本の学校教育体系の中でひしめいている、わがいたいけな子弟たちでもあります。

申君の生いたちを読むにつけ、胸がいたむのは、どこを向いても日本人ばかりの中で、決定的な少数者である朝鮮人高校生として、日本の学校で勉強していたという事実です。当然多くのクラスメートがおつたのでしよう

が、『教育基本法』という、日本人の基本的
人権が保証されている、民主教育の光のさ
なかにありながら、その光の中でお影を背
負っている一人の在日朝鮮人生徒の、いた
いけな魂には気づかない仕組みの教育機構。教
育現場で日本の文化は「そう華いであり、知
的水準も競いあっても届かないほど、高い。
勉強に対する熱情のかけ方も、もちろん世界
有数である。この知性の群落の中であつてさ
え、△朝鮮▽は未分化なものなものでしかな
かつたという事実です。知るところは、
いかに知識をつめこんだところで知ること
はならないという、知識の無明さです。
知らそうとする意識と、知ろうとする意識が
意志し合わないかぎり、△知る▽ことには至
らないのです。知らしめせず、知ろうとし
ない、その教育の中で「申君」がひびん
ったという事実です。

日本の公教育の場には圧倒的多数の在日朝鮮
人子弟たちがいるのですから、いわば在日第
三世・第四世の世代にいたつて今日、こ
の若い世代に対する対し方とか、その在日世
代のあり方というものはつとに問われるべき
大事な命題のはずなのですが、祖国と隔絶し
て生きているこの世代たちに対応する方法意
識は、朝鮮人側の知識人の間でさえまだ明
された、論じられたということ聞かない。そ
れどころか、むしろ当事者である朝鮮人の側
に抜けおちている意識であるといつてもけ
し独断とはいきれないものを私たちはもつ
ています。未だまみえたことのない自分の国、
北と南を同視野に収めうる立地条件を生きる
というとき、在日三世・四世と目される若い
世代たちのみずみずしい目に△朝鮮▽は純一
なものであるべきですし、何よりも「分断」
の実情が公平に提示されていることこそ重要
です。少くとも提示する側の思惑によつて、
「南・北」の質量が左右されてはなりません。
この厳正な提示を、自主的に収めうる意識が
幸いに学業課程で培いえたならば、やがて「
北」側か、「南」側に立つ自分を、自分の
意思で決める側の人間にこの世代たちは立ち
きるでしょう。それも「違う」が拒絶でな
いところで、進んで「相違」をさらけ出すこと
によつて「違い」を結び合わす力学を、この
末知数の世代たちはきつとやり遂げずにはお
かないはずで、及ばずながら、私が日本の
公教育の場に参加している理由も、このこと
をおいて他にありません。

自分自身が「朝鮮」だ

固有の文化伝統をもっている祖国ときれて、
隔絶して生きているのが在日世代だといふこ
とは、ややもすると在日世代の心情に「無国
籍」感をいだかせがちなことではあります
が、しかしこのことは決して、負い目であつて
はならないものです。「在日」を生きている
ことは、朝鮮本土で生きている同胞の思考の

一切がもつていないものを、在日世代が創り
だしていることでもあるのですから。その在
日世代が、日本を牛生きているのです。朝鮮
人の視野とか発想をつきくずす日常を生きて
いるのが、在日世代なのです。本土にうとい
というの、けだし負い目ではない。負い目
と思う自己からまず、自己がされる。自分自
身が△朝鮮▽の始まりなのだ、自分自身に
言いきかして生きる。常に「在日」を生きる
ことの意味を自分自身に問うて、自分の力に
して生きていく新しい在日世代の現出こそ待
たれる。かなり抽象めいて観念的な言い方
ではありますが、「南と北」とを同視野に収め
て生きることに展望をもつとき、ゆれ、ひず
み、日々がしだかれ、ふみにじられるような
生活も必ずや活力たりうるでしょう。私は漢
川高校の教育現場でそのような若い友人たち
に出合いつつあります。私には「在日」の確
信こそ、展望です。

(一九七六・十・十七)

在日朝鮮人の戦後史 I

— 民族教育に即して —

曹基亨

奪われてきた民族の誇り

「創氏改名」

ことばを奪う

強制連行

解放—民族教育の開始

なにもない中から

痛恨の大弾圧

再出発、しかし矛盾は残る

日本人教師の努力と限界

変らない朝鮮人観

必要な原則的、制度的保証

窮屈な在日の生活

七・四声明の感激

なお残る就職差別

願いは統一自主学校

祖国の統一こそ

生き抜く民族



在日朝鮮人の戦後史Ⅰ

―民族教育に即して―

曹 基 亨

いま御紹介にあずかりました曹基亨と申します。申京煥君のいろいろのこと、みなさんが韓国・朝鮮の問題について考察をし、私も援助になればということであるというわけなんですが、敬意を表する次第です。

今日は民族教育に即して何かしゃべるようにというお話ですので、焦点をここにしばって考えてみたいと思います。

奪われてきた民族の誇り

私達は日本で一九四五年八月十五日すなわち太平洋戦争の終結の日を迎えまして、日本全国、北海道から九州にいたるまで、非常に爆発的な力でもってこの民族教育の復興にとりかかったわけでありまして。

民族教育にとりかかるといことは、いうまでもなくそれまでの三十六年間、日本の植民地として転落しておいたわれわれの祖国において、日本帝国主義の力によって民族的なものが次々と奪われて、とくに三十六年の間でも日本が中国との本格的な全面戦争に入つた一九三七年以後四十五年まで、だいたい八、

九年というものが、矢つぎばやに民族的な魂の所産であるところの言葉であるとか、名前であるとか文化面での伝統的なものを奪い迫害していくわけなんです。

「創氏改名」

その最初になされたことは「創氏改名」といって民族固有の名前を奪うことです。

一九三七年（昭和十二年）、例の盧溝橋事件を契機として蒋介石国民党政府と毛沢東の率いる中国共産党が全面的に日本帝国主義に抵抗して、最後の一兵まで中国の独立のためにたたかうといつて手を組むわけなんです。日本政府は口では盧溝橋事件をそれ以上拡大しないといながらも、現地においては挑発を重ね、その前のいわゆる満州事変とか上海事変にひきつづき中国全土を席捲せんとする日本軍部の野望を実現しようとしていました。その中で日本の政府にとつても軍部にとつても目の上のタンコブ的な存在であると同時に、それをいのように利用しようとする対象でもあるという意味で、そのままではすまない存

在が朝鮮半島であり、朝鮮民族であつたわけなんです。

同じく日本の国籍をもつて日本国民として扱ふといつても、数千年の伝統とか歴史をふまえ、別々に発展してきた両民族・両国家にとつて、異質感・異和感というものはいくら同化させようとしてもむつかしいことなんです。ところが丁度その当時、金沢庄三郎という人たちが日本と朝鮮は同祖で同根ある、日本人と朝鮮人の先祖は一緒なんだということを言いだしたんです。これは一面の真理でもあるわけですが、むしろ政治的に利用・悪用するためにそういうことを掲げて宣伝しておつたわけなんです。

日本政府は何とかして朝鮮人を日本人化してしまわないと中国へ進出するのに後方が不安だし、危険であると考えていました。実際、朝鮮内外において一面は同化を強いられながらも、独立運動といおうか、パルチザン活動や地下活動をした人がたくさんいるわけです。ここでひとつ朝鮮人を日本人化して日本人ならしめようと、日本政府がいちばんはじめに

したことが朝鮮人の名前を奪うことだったのです。

朝鮮人は伝統的にみなさんもおわりのように金とか李とか朴という苗字の人が（朝鮮では苗字といわずに姓というんですが）非常に多いわけです。いま韓国の大統領は朴さんであり、北朝鮮の主席は金さんであり、前の韓国の大統領は李さんである。こういうふうにして数千年来つかわれておった名前なんです。日本は日本の植民地になつておるのにつまでも金・李・朴ではこまるというのです。しかも丁度、志願兵制度をして朝鮮の中からも屈強な壮丁を集めなくてはならないという必要に迫られていました。そうなる軍隊内部で片一方は田中伍長あるいは三木少尉というような名前があり、片一方においては金上等兵だとか朴上等兵とかの名前になれば内部統一が非常に乱れるというような考え方からだろうと思うんですが、名前を日本式に変えさせて奪ってしまう法令を出すわけです。これがいわゆる「創氏改名」というものです。姓名を奪って日本式の「氏」を設定するわけです。

まうのです。

ことばを奪う

それから同時に翌年から朝鮮人の魂のふるさとであり、文化伝統の基礎をなすところの言語を奪うわけです。ことばを奪ってしまうわけですね。文字を一切使わせないし、学校においては厳しい罰則を設けて、夏の暑い日盛りの運動場に朝鮮語を使つたというだけで、パケツにいっぱい水をくませてそれをぶらさげて立たせたために日射病にかかつてたおれたという話もあるくらいです。そういう罰則を設けて、しかも朝鮮人の子供どおしの相互監視の制度を設けてことばを使わせないようにするわけです。家庭においても子供を通じて親にできるだけ使わせないように強制をするというような形でことばを奪っていきます。

当時の朝鮮の普通学校（日本の小学校に該当する学校）においては朝鮮語の読本（教科書）もあつたんですが、それは使わせない、教えないんです。子供たちは自分の母国語を学校では文字の上で学ぶことができなくなつてしまったのですから、家で習うか地域社会で何かの機会に習うしかなくなつてしまいました。全部、日本の文字・日本のことば一色になつてしまっています。

年来の父祖伝来の名前を奪うということを日本政府はしたわけです。名前を奪うというのは、朝鮮においては「親の姓をかえる」ということわざがあるんですが、それは最大の約束をするときにつかわれることばであるし、人間として最低の牛馬以下、犬以下の人間として悪口をいう場合に比喩としてつかわれることばでもあります。親の姓を変える人間は人間でない、犬畜生以下のものだといって罵倒する場合にいうわけです。それほど悪い奴だし、野心的な奴だという意味ですが、そういう風に名前を大切にすることを朝鮮の伝統から抹殺するんです。

ことばについていえば朝鮮語というのは、優秀なことばでありまして、現在においても語彙も日本語より多いんです。したがってどのような政治・経済・文学・哲学・宗教、いような芸術の多彩な表現でもうまく表現でき解読できるような優秀な言語であるわけです。文字もまた科学的な文字として知られているわけなんですけれども、そういうことばを、朝鮮にはなかつたんだという形で一切朝鮮人の頭から忘れさせて、抹殺してしまおうとします。

強制連行

そういうことをしながら太平洋戦争に突入する一九四一年（昭和十六年）になれば、壮丁ばかりではなくて手あたり次第に強制連行

するようになりす。それは中国全土を席捲せんばかりにして北中国や満州、華中、そして太平洋戦争になれば南方方面、アリユーンシヤン方面などに戦線を拡大して兵力を分散しているわけだから、日本国内の労働力が非常に払底して足りなくなってくるわけです。壮丁は次々と徴兵していくものですから、足りないところをこんどは朝鮮からの力でうめよというのが強制連行のはじまりであつたわけです。

強制連行は本題ではありませんので若干ふれるだけにしますが、一九四一年から四五年までの間に公称八十万といわれるわけですし、実数は百万くらいに達しているかもしれせん。その次は志願兵制度だけでは間にあわないので、日本の学徒出兵と同じように、朝鮮人も全部学徒出兵させる、専門学校以上、旧制の高等学校とか大学に籍をおく者はすべて学徒兵としてひっぱり出していくわけです。

それでもまだ足りなくて一九四三年（昭和十八年）にはいよいよ徴兵制を朝鮮にしくようになるわけです。徴兵制をして該当する年令になる者はうむをいわず全部しよっぴいていく、いわゆる天皇のために死ねということ、前線において日本の軍隊のたまよけに動員されていったわけです。

そういうようにしながら朝鮮人のもつている本質的なもの、基本的なもの、その属性というようなものを権威と武力をつかつて全部

奪いとつていくわけです。もちろん民族の魂というものは迫害され、でもそう簡単に奪われたりするものではなくて、朝鮮民族の血の中には脈々として誇りが流れておつたわけなんです。形の上で、すなわち法律上・政治上、軍事的支配の上では、それが行なわれているわけですね。そういう風にながら日本の敗戦によつて朝鮮は三十六年ぶりに祖国の立ちなおつた姿、光明を見いだす、すなわち解放の日を迎えるわけです。日本の敗戦の日がとりもなおさずわれわれにとつて解放の日だということになるわけですね。

解放—民族教育の開始

もつとも私も日本で解放の日を迎えたわけですが、人情として非常に複雑な心境でした。それは敗者に対する人間的な惻隱の情だと思ふんですが、そういう記憶があります。不倶戴天の仇敵である日本帝国主義を打倒したんだから、そして祖国の光明を再び戻したわけだから「万歳」を叫んで踊り狂わなくちゃいけないのに、それができないという感慨を私は感じたことがあります。

解放を迎えた朝鮮人はさまざま、いまの総連と民団の前身であるところの朝鮮人連盟を全国的な規模で二、三ヶ月の間に組織しました。その当時は民団とか総連とかいうように分断されたものではなくて、心が一つ、そして目的が一つ、思想信条をこえて、在日朝鮮

人が結束して朝鮮人連盟に加わつたわけです。その朝鮮人連盟がいちばん初めにはじめたのが民族の魂をとり戻そう、少なくとも青少年から作業をはじめていこうという民族教育であつたわけです。

民族教育と申しましたが、それまでに在日朝鮮人は教育を受ける権利をほとんど奪われていました。たとえば朝鮮には今のソウル大学であるところの「京城帝国大学」ひとつしか大学がなかつたし、専門学校もいくつしかなかつたわけなんです。その「京城帝国大学」というのは要するに日本の朝鮮統治のための行政官吏あるいはエンジニアを養成するためのものであつて、決してそれは朝鮮人のために門戸を開放した大学ではありませんでした。ですから募集人員においても朝鮮人が三割、日本人が七割というように非常に不利な、少ない数の人が狭い門から入つて日本人なみの官吏になつたり、エンジニアになつたりしたわけです。それほど朝鮮人に対して教育を与える権利は無視した政策でした。

しかし朝鮮人は永い儒教の伝統といおうか非常に学問好き、勉強好きな民族なんです。現在においては韓国で、日本の教育ママに匹敵する「チマ・パラム」というのがありますが、チマというのはスカートです。長いスカートのすそを風になびかせながら自分の子供のために塾に連れていき、家庭教師をつけ、

PTAに通うというわけで、韓国の母親たちは「チマ・パラム」といわれるくらいに猛烈な教育ママであるわけなんです。それほどに教育熱心だし、学問を好む伝統的な風習があるわけなんです。

そんな形で日帝時代においても抑圧され教育を受ける権利を奪われていながら、小さな寺小屋である書堂とか講習所であるとかいうようにして啓蒙活動とか識字活動をつづけていきました。そういうことに典型的にあらわれているように教育や学問に対するあこがれが強い民族ですから、本国においてはもちろんいうまでもないんですが、日本でもそれこそ燎原の火の如く澎湃として民族教育活動がはじまるわけです。

なにもない中から

とはいってもその当時は日本人も敗戦のどん底の中で、米もない金もない、生産施設も破壊されて使うべきものがほとんど都市にはないということ、生産は停滞して経済面も破産の一手手前まで行っていました。いわんや浮き草のように何もたない朝鮮人、すなわち強制連行で連れてこられた人たちはもちろんのことですが、それまでにここに生活の糧を求めて朝鮮から流れてきた大勢の人たち、総数あわせて渡航証明書をもってこちらに来た人と強制連行の人たちは戦争がすんだ直後にだいたい二四〇万くらいの数がおったわけ

ですが、ほとんど教育の権利を奪われた人たばかりなんです。もちろん大学に行った人もいるにはいるんですが、まことに微々たる数にすぎないし、専門学校を出たくらいの人でも非常に少ない。旧制の中学校・商業学校・工業学校に行く人たちも百人に一人とか二百人に一人とかいうように選ばれた人たちであるわけです。

大阪のようなどころには阪大とか関大、京都には同志社・立命館などにある程度の数の大学生がいました。また野球の強いことで有名な浪速商業とか此花商業、北陽商業といった入りやすい私学の商業系統の実業高校には何人かづついたわけですが、総数としては非常に少ないんです。

こういう実情ですから民族教育をさずけようにも人材がいらないんです。教師がいらない。だから一字でも国の文字を知っている人、一つでも国の歴史を知っている人たちは全部地域ごとを集められて、最初は、ちんぷんかんぷんな教師になったわけです。カギヤコギョ（가기야코기요）といって朝鮮のカナをたどえ一行でも教える。またたとえば李卿臣といって豊臣秀吉の侵略と戦った將軍については、昔話みたいに語りつがれて非常に尊敬しておったわけですからその物語を歴史の一コマとして教える。あるいは李朝の白磁とか高麗の青磁とかが日本にたくさんあるので、そういうもののかけらを一つもつてきたりしては民族

的な誇りをとり戻すための作業をする。そういう形で在日朝鮮人、いまは韓国籍と朝鮮籍にわかれていますが、同胞たちは民族の魂とか誇りとか体面をとり戻すための教育作業をはじめたわけなんです。

そのようにして、わずかに二・三年のうちに全国に五四〇を数えるほどの学校をつくったわけです。

学校と申ししましても全部が校舎をきちんとした学校ではなくて、人が大勢いるところとか少ないところとか、みなちりちりばらばらになっていきますから、二・三人、四・五人おるところでは、しもたやを仕切って寺小屋みたいな場所にしてみたり、塾みたいな形の部屋をこしらえて教えてみたり、大阪とか兵庫県下には非常に多くの朝鮮人がいまでもいるわけですが、その当時でもいちばん全国で集中的に住んでおりましたので、そこでは二百人、三百人入れる校舎を建てて、校舎といっても戦争で焼け残った家をこわしてきて、それにつきはぎだらけの風雨をしのぐ程度の場所をこしらえて収容する。寒くない時分には天井のない青空教室であったわけです。芝生の上ですわらせて、膝の上にノートやガリ版刷りのテキストをもたせて勉強させる。そうこうしながら北海道から九州までみれば五四〇を数えるところの、当時としてはすごい数なんです。学校とか塾とかができたわけですが、それはいかに在日同胞がいままで奪われ、失

ったものを本来の形に一日でも早くとりかえさねばと意気込んだかという熱意のあらわれだと思ふんです。

痛恨の大弾圧

ところがこの民族学校が一九四八年四月に大弾圧をうけます。マッカーサーの日本占領政策はまれにみる善政をしいたといわれているわけですが、その中で唯一の汚点であるところの戒厳令を京阪神にひくことになり、これがいわゆる阪神教育斗争事件とよばれるものですが、民族学校が次々と閉鎖されて日本学校へ転入することを余儀なくされるわけです。

大阪には当時もいまま全国でいちばん大勢の朝鮮人が集中的に住んでいる朝鮮市場というところがあって、それは殷賑をきわめるような場所ですが、そういうところになりますと一つの公立の小学校、中学校に三百人、四百人と通うわけです。そうするといままでは朝鮮語をつかつて朝鮮の勉強をしていたのに、そこでは朝鮮語は一切使わない。日本の先生方が朝鮮語をわかる筈もないし、また教える義務も何もないわけですから使わない、そして日本のことばかり教えるんです。すると朝鮮の子供たちにとっては日本の国語にしても社会科にしても、あらゆるものが面白くない。それまでは古代においては日本に文化というものがあるがまだなかった時代に朝鮮から渡来した

人達がものをもってきたり文字をもってきたりして日本の古代文化を開いたというようにして習っています。だから昔は朝鮮人が日本人を教えてやっただ式の教育をうけた子供達が、今度は日本の教場に入ってから神功皇后の三韓征伐があつて朝鮮は昔も日本の下で従つていたとか、任那日本府があつて植民地として今の総督府みたいなものがあつた、豊臣秀吉の朝鮮征伐があつた式のことをいわれるもんだから朝鮮の子供たちは大変おもしろくないわけです。日本で生いたつたわけですから日本語はわかるし文字もわかるけれど、そういうことをきかされると今までと全然違つて一八〇度転換の教育をされるから価値が転倒するわけです。それでおもしろくないから毎日けんかはかりする。先生につつかかつていつてなぜ朝鮮語を教えないのか、なぜ自分たちの国のことや歴史を教えないのか、自分たちの文化的なことを教えないのかということ、おそらく三年くらいはてんやわんやするんです。

今でもその当時の新聞をみると、一九四八年の四月以降、朝鮮戦争がすんで休戦協定ができる五三年ぐらいまでずっと毎日の新聞に朝鮮人児童さわぐ、朝鮮人生徒さわぐ、投石してガラスを割る、机をこわすというようにその頃は言論機関も戦前の皇国史観的な考え方がぬけていかなかった時分だからそういう矛盾とか不穏なものがどこから来るか、歴史的

にもしつかり考えてみようとしなない、できない古い頭のスタッフとかが朝鮮人を治安的な側面を取締ることしか考えていないんです。学校も社会全体も言論なども、教育的に朝鮮の子供たちをどうまともに導くとか、どのように教育すべきかということは何も考えない。いかに取締つて騒ぎをなくし、ケンカをなくし、不満をただおさえこむことによつてしか解決することを考えない。そういうことが三年も四年も続くわけです。

日本の子供たちにしてみても、これははなはだ迷惑千万な話です。昨日までは順調に先生の教えをうけていたのに、急に朝鮮の子供たちが大勢入つてきて、同じ年輩だし日本語もしゃべるし顔つきもそっくり同じなんです。が、朝鮮のことを何やかや言いながら教室の中でさわぐから日本の子供たちも勉強できない、決定的な矛盾であるわけです。要するに朝鮮人に対して日本人になれという公教育をさずけること自体が間違いですし、日本の次の世代というか社会や国家を背負つて立つ少年少女たちの中へ朝鮮人を入れ、迷惑をかける勉強の妨げにするということも全然許されることじゃないわけですね。ところがそれをやつてしまつたわけです。

再出発、しかし矛盾は残る

だから日本の政府の政策どおりに大阪ではなつたわけですが、一部、抵抗しておつた父

兄達あるいは心ある教員たちはこれではダメだというわけで、学校の周辺の民家を借りたり集会所を借りたりして、ちょうど初期の一九四五年八月の直後のような形でまたはじめました。学校はつぶされてしまう、閉鎖されてしまう、占領軍隊が番をしているというような状況でしたから、同胞の家の一室とか、隣りの集会所などを借りて、また寺小屋式の勉強をはじめることから再出発を大阪でもするわけです。

そういう矛盾したことを当時の政治指導層は平気でやったわけです。そういう矛盾というのは今でも決してなくなつたわけではなく、生野区の御幸森小学校という、朝鮮人が非常に多く住んでいる町があるんですが、その学校では過半数が朝鮮人である。千人おれば五五〇人が朝鮮人で、日本人児童は四五〇人しかいない。しかしその「過半数」が日本人になるようにそこで教育をうけている現状がいまだに続いているわけです。

その他小・中学校などは特に大阪の東部方面とか、兵庫県下でも尼崎、西神戸あたりでは集中的にそういう矛盾が露呈されて、その中で現場の先生方だけがアップアップして非常に苦しんでおられる。それは字を教えるということよりも朝鮮人全体の政策を誰ももっていないものですからどうしてよいかかわらないわけです。特に在日朝鮮人の民族教育というか社会教育という問題については、中央

が何の政策も示さないし、地方の教育委員会にしても何ももちあわせがない。

日本人教師の努力と限界

というわけで、このままじゃいけない、人間が腐蝕してしまう、朝鮮人が朝鮮人でなくなつて日本人でもないし朝鮮人もないような教育をうけてしまう。だから一本杉のようにスクツとまっすぐ伸びない。曲がりくねつた人間になつて、心のどこかにどす黒いものをもちながらそれをじっと耐え辛棒して育っていくという、絶えず自己抑制というか矛盾の中に陥つて、がんぜない小さな胸を痛めながらこの子たちは育っていくということに気がついた日本の先生方は、自分たちがこれを何とかしなくちゃいけないというわけで、兵庫県下においては特に高校の段階において澎湃として朝鮮研究をし朝鮮の民族的な素養を与える教育をはじめようになります。民族の教育というのはその民族の心を心として会得しなければできないわけです。他民族が他民族の民族教育はできないと私は思っています。

たとえば日本においては外国人であっても日本の文学、歴史に造詣の深い人が多いけれども、そういう人が日本人として日本の民族教育ができるかといえませんが、それと同じように日本の教師がいくら朝鮮の歴史を勉強をし、朝鮮人の心をよく理解し把握したとしても朝鮮人の民族教育はできないんです。

けれども自分が教えている子供たちに対していかにすれば民族的な自覚を少しでも高めることができるか、誇りをもたせることができるか、自分の祖国、民族の伝統に対する知識を身につけることができるかというようなことは私はできると思いますが、そういう作業をいま兵庫県下では高校のレベルでずいぶん沢山の学校でやっているわけです。

大阪においては高校のレベルではそれが非常に少なくして小・中学校のレベルで進められています。大阪においてはあまりの矛盾の大きさに大阪市の教育委員会がびくびくして「大阪市外国人教育研究協議会」というものを外郭団体としてこしらえて、朝鮮人の教育に関するいろいろな研究をする、その研究課題をたずさえて、先生方が研究をしたりしていますが、もう今は多少実践的な段階に入つたと思います。先生方相互では「在日朝鮮人児童生徒の教育を考える会」というものをこしらえて、これは数百名の加入者があるわけですが、小・中学校の先生の団体で、放課後に民族学級というか朝文研というのか、そういうものをこしらえて教えたりするわけです。そうしながら現在に至っているわけなんです。

変らない朝鮮人観

戦後すでに三十年をこえましたが、依然と

して矛盾は少しも解消しないし解決されていません。その証拠には二十五年前の姿がそのままあらわれた形で、つい今から五年前に、大阪市の公立中学校々長会という校長先生たちが組織している会があるわけですが、その校長会において出した文書があるんです。これが非常に差別的な文書で、朝鮮人を教育的な側面からいかにしてこの子たちに一人前の朝鮮人として、社会人として育てることができるといふことを研究したり相談したりするんじゃないかと、どうしたらこのあばれる、よくけんかする、先生によくたてをつく朝鮮人を取締つたらいいかという、まさに管理的な側面でだけをとらえようとした文書が流されて、当時の新聞でも相当たたかれました自己批判もして、これから気をつける、そういうことがないようにするといふわけで一応おさまったことがあつたんですが、ついこのあいだそれがおこっているわけですね。

そういうことが今から五年前におこつたといふのは、本質的・原則的に何も解決がされないで今だにその矛盾が内包されたままで、お互いに辛棒してずると今日にいたつていふというのが現状であるわけです。

こういうことがなぜ大阪とか兵庫県下、あるいは京都あたりで顕著に出てくるかといふと、さつきも申しあげたように在日朝鮮人は全国的に公称六十五万といわれる、実数はも

してもその半数以上が京阪神に集中的に住んでいる。こういうところだから、たとえば北海道や東北、九州の熊本あたりに分散して二、三家族しかいない、あるいは十、二十ぐらいの所帯しかないといつたところではあまりこういう矛盾が目立たないわけです。しかもそういうところでは民族教育をうけるチャンスがないままに、日本の教場で日本人として、ひっそりと何もいわず日本人みたいな格好をして、日本の義務教育の勉強をしているわけだから、そこでは一切矛盾は内蔵されたままで、本当は百人いようと千人いようと一人いようと本質的には同じであるわけですが、ただそれが表にでないだけなんです。

東京などにしてもそうなんです。東京も実質的には五万人あまりの朝鮮人がいるんですが、東京は一千万あまりの人口の中に分散して埋没されているような格好で住んでいるから見えないんです。矛盾がありながらそれが見えない。量から質へ物事は転化するわけですが、大阪の方は量的にも質的にもすぐ目の前に見えるんです。その矛盾が日常道端でも見えるし、学校の教室でも見えるし、運動場でも見えるわけです。だからこういう問題は大阪とか兵庫の場合が一番切実に問題としてあらわれるし、私たちも心を打たれるわけです。

必要な原則的、制度的保証

これは全国的な在日朝鮮人の民族教育のもっている矛盾、不合理さ、現状といったことになるわけですが、そうすると、じゃあこれをどうすればいいのか、歴史的に考察するばかりじゃなくて、この矛盾は現実の問題としてどう解決したらいいのか、その青写真というか処方箋があるかといえれば現在ないわけなんです。

今現在、在日朝鮮人の六十五万のうち、学齡期にある人数が約十五万といわれます。その十五万のうち北朝鮮系の朝鮮総連で建てた学校で民族教育を受けている人達が四万近く、民団の方で経営している韓国学園が東京に一校、大阪・京都に各一校あるだけです。その外に大阪に比較的中立の白頭学院といって文部省で公認された高等学校令による小、中、高校があるんですが、これも韓国学園の一つとして含めれば四つぐらいあるんです。

そういう学校も含めて四万人強がいま民族教育を受けているといふことになるし、十一万人くらいの方が日本の小・中・高校にいるわけです。これは膨大な数です。日本全国に分散されているとはいへ非常に大きな数なんです。民族自主学校に行っている人達は十五万のうち四万人くらいで十一万が日本の学校に行っている。うち高校生は全国的にみて二万人くらいじゃないかと思えます。

高校の場合は意識も高いし、文学を読んだり歴史の勉強をすることもありますが、小中学校においては処置なしです。高校の場合でもずっと過去から日本の小・中学校で日本の生徒と同じように勉強したわけで、朝鮮の勉強は全然していないわけですから民族教育はうけていないわけですが、それでも多少悩んでみたり、考えてみたり、自分で何とかして本当の名前を元に戻そうという考えをもったりするわけですが、小・中学校の場合は完全に日本人として教育をうけてしまっていて、しかも時がたてばたつほど民族の魂とか精神というものが風化されていく、そういう過程におかれていくわけなんです。

一方、在日朝鮮人の民族教育の教場において、自主学校において教育を受けている人たちの中にもいろいろな問題が沢山あるわけですね。日本の社会に定着して住む、日本の仲間たちと一緒に地域社会において日本の良き市民の一人として地域社会に寄与し貢献しながら住むといった考え方に立つとき、民族学校がいまもっている内実、教科課程というか内容が日本の社会で住むようになっていくかどうかということも、再検討を加えなくちゃならないというひとつの曲り角にきていると思うんですが、それは別として、日本の学校に行っている児童・生徒は一体どうなんだろうという、親も、現場の先生方も非常な困難

に直面しているのが現状であります。ですから私は日本政府が中央レベルで在日朝鮮人の教育問題をどうするかということに非常な前進的に原則的な方針をうち出して、地方の教育委員会なり公共団体がそれを受けついで、内容、形式ともにふまえてはこれの問題は解決しないと思うんです。

と同時に、私は韓国に属している人間ですから他のことは、あまりよくわかりませんが、少なくともわが韓国政府すなわち本国の政府が在日韓国人の民生問題というか生活問題もさることながら、特に子弟たちの民族教育のことについて心を配って、何とか日本政府と基本的に交渉してですね、民族の権利として教育を受ける機会をつくる、それを保証する、それを制度的に保証して物心両面で援助するというようにしなくてはならないと思うんです。

ところがそれどころのさわぎではないんですね。ここには一種の棄民政策のようなものを感じる。かつて日帝時代に一家離散の憂き目をみながら日本に流れてきた同胞に血脈をつなぎ、非常なしうちを止めてもつと積極的に彼らを支援すべきだと思えます。自分の祖国の政府にも頼ることができない、そういうような状態はなくてはならない。

窮屈な在日の生活

親たちは高い意識をもち、自覚をもとに自

分たちの子弟の教育をどうすべきかということとで、親は親なりに悩んでいるわけですが、でも、親は自分たちが日本社会で厚い差別の構造の中にあつて、もがきながら、就職しようとしても非常にむづかしい、金とか李とかいう名前では就職できない、アパート一つ借りるにしてもいいアパートも借りられない、その差別とかいろんな偏見の中であがいているのが現状なんです。したがって一部の親達は子供たちにも、あんまりあばれずに勉強だけして、名前も日本人名みないな名前にしてひっそりと生きるように教えている。あまり韓国人のような格好をするなど教えるわけですね。

ことばづかいにアクセントもないし、顔のかたちも背たけも同じようなものですから、日本人のような格好をして勉強をさせる。すなわち学校で差別をうけてはならない。学校で朝鮮人であることがばれて、自分の商売とか工場の経営とか取引きに支障があつてはならない、そういう観点で、民族の自由の権利もさることながら、まずは生活をしながらはならないわけですから、三度三度のメシを食わなくてはならないし、妻や子供たちを養わなくてはならない、その義務があるわけですから、生活権を守るために、日本の名前を使って、教育しているのが現状だろうと思うんです。

そういう現状を憂いて、先程申しあげたよ

うに各高校とか小・中学校において日本の先生方が遅まきながら、最近朝鮮に関する本が非常にたくさん出版されているわけなんです。朝鮮の通史を読んだり、朝鮮文化のいろんなパンフレットみたいなものでも何とか朝鮮を理解して、教室にいる一人二人あるいは数人の朝鮮人の生徒に時間が許す限り、課業が許す限り何とか民族的な素養を与えてみようというところで一生懸命になっている方達だんだん増えてきてはいるわけです。

大阪の東部地区へ行けば通称「チョーキチ」朝鮮キチガイといわれながらも、真面目な先生方が小学校に必ず一人や二人はおつて職員会議とかいろんな集会においてそういうこと説くわけです。一人でも多くそういう民族の素養を与えておけば、その時は目に見えた効果が現われなくてもいいが、いつか将来必ず実を結ぶわけです。しかし本当の名前を名のれとか、名は体をあらわすものだから、おまえは日本人じゃなくて朝鮮人なんだから李は李として名のれといつても、親のいろいろな家での話もあるし、自分自身もいまさら日本人の仲間の前で私は朝鮮人だ、金だということとは名のれない。私は、金田とか、西条だとか名のりたいたいという気持ちになるわけです。そういうのが今の現状です。ですから解決のメドがたたないわけです。

七・四声明の感激

私たちが考えられることは今から四年前に七・四南北共同声明がされた時ですね、その時の各学校でのいろいろな傾向をみると本名を名のろうという子供たちが非常に増えたわけですね。先生たちも非常に感激をもってそれを迎えて子供たちに伝えて、子供たちもそれを感動的に受取って、これは第二の解放で、今度は本名に統一ができるかもしれない、トップクラスがそういう約束をしたんだからできるかもしれない、それじゃあらためて、われわれは統一されたら政治が安定し経済的にやっつけそうだったら国に帰らなくちゃならない、親の方も子供たちにそういうように説明したと思うんですが、それで急に高校レベルで本名を名のることが増えたわけですから、ところが、本名に統一できるんだということだったんですが、またしぼんでしまったわけです。かえって分裂を助長しているような南北の問題の中で、在日朝鮮人も翻弄されながら今日にいたっているわけなんです。

ですから私たちは日本政府に対して基本的に在日朝鮮人の教育の問題をどうすべきか、在日朝鮮人の処置問題、これは韓国籍・朝鮮籍を問わずに正しい原則的な施策を講じてほしいと思うわけなんですが、現実には社会の風潮としてもあるいは政治的にもその時々都合で翻弄されているのが在日朝鮮人ではな

いかと思うわけです。

なお残る就職差別

いわんや昨今のこの不景気の中では就職の問題にしても、私は現在関西一円で六百人ぐらゐの高校奨学生、すなわち高校生に奨学金を給付し、大学生は大学院生も含めて百五十人ぐらゐに奨学金を給付したり、進学の指導をし、あるいは就職の斡旋をしているんですが、今年ほど大勢高校生とか大学生が就職の依頼をしてきた年はないわけです。高度成長の期間は朝鮮人でも中卒とか高卒などは日本の一般の世代と同じように金の卵のように思われて、国籍が朝鮮でも台湾でもいいからとにかく来て働いてくれということと関与してきたのが、景気がちよつと悪くなるとそっぽを向いてしまつて成績が良くても採用しないんです。最近も大阪の高校卒、京都の大学卒が、採用をあえてしないような事件がおきています。

大阪でプール学院といつて女子高校があるんですが、おつとりしたお嬢さん学校で評判のいい学校なんですけれども、そこで成績がよかったものだから先生が推薦してある日本の中堅会社の就職試験を受けてうかつたわけなんです。履歴書に本籍地を記入する必要がないんで多分通名で受けたんだらうと思うんです。朴鐘碩君の場合と同じなんです、ところがあとで住民票とか戸籍謄本があるとい

うことになったときに韓国人だということがわかって内定を取消された。泣く泣く生徒が奨学会へ訴えてきた例があります。また京都の同志社大学でも内定していたのが取消された。すなわち就職差別が歴然として残っているわけなんです。

朴鐘碩君の日立就職差別裁判の判決のときに、民族が異なるからといって就職の機会を奪う、差別するということはもつての外だというきつい判決の前例があるわけですから、日本の企業には現実に差別があるし、かくれた差別というのはいくらでもあるわけです。

願いは統一自主学校

もしここで何か解決のメドでもひとつあるとすれば「七・四」に似たようなムードが澎湃として盛りあがる、本国において実質的に南北が連邦政府でもいいから本当に一緒になろうという会談の空気が盛りあがりたり、話し合うというときに、在日同胞の民衆が歩みよつて「統一自主学校」のようなものをつくることができると思うんです。これはもう自信があるわけです。現在、日本には常時四五千五百〜五千人が大学に在籍しているし、又約五百人くらいの人が学位をもっています。工学、理学、医学、政治、法学とかいゝんな学位をもった人がいますが、これも日本の社会では疎外されてほとんど博士浪人になつていくわけですが、それくらいのエリートという

か、知的インテリ層をわれわれはもっているわけです。

それから先程もふれましたように教育熱心な人がいて、少なくとも中学校までは義務教育の段階ですからみんな日本の一般生徒と同じように卒業するんですが、一人でも多く高校まで行かせる、そして経済的事情が許せば大学に入れる。非常に勉強熱心、学問に熱心な親たちもある、その中で完全な形とはいえないまでも、自主的に自分の後輩というか子供たちに一生懸命教育を授けてより高い人間的民族的素養を身につけさせるような、そのくらいの作業ができる、たとえ教職課程はでないなくてもそれだけの知的レベルをもった働き手がいるわけです。

ですからこの統一の機運が盛りあがれば、日本の学校へ行っている全国の子弟をわれわれが「統一自主学校」に全部収容して、十五万人全員を少なくとも高校の普通課程の段階までわれわれは教えることができるし、そういう高い教養と品性をもつた、日本の社会で日本人に愛されながら、仲よく日本の社会に寄与し、くらしていくことができるように協力をすることができんじゃないかと、そういう自信はあるわけです。

祖国の統一こそ

しかしそれでも分裂され、分断の条件のままでそれができないわけですね。思想・信

条をこえてということが七・四南北共同声明の中にうたわれているんですが、うたわれたとおりに実行することができれば、私たちは高校の職業課すなわち工業とか水産とか農業とか、そういう教師陣とか施設という点では日本の先生方のお世話にならなくちゃならないが、普通科課程まではわれわれの手で教育することができるといふ自信があるんです。しかしそれとても本国の統一ムードが盛りあがり、実質的に歩みよつて統一されるような機運にならなければ、日本では依然として居留民団、朝鮮総連の歩みよりもないし、今後の歴史を予見することはむづかしいわけですが、けれども、どういふふうに提携していくか、何か一つの転機が訪れるまで今のような状況の中でわれわれの子供たち、父兄そして学校の先生方ががなくなっちゃならないんじゃないかと思ひます。

生き抜く民族

短期的には非常に悲観的になるわけですが、しかし朝鮮民族というのは生き抜くという点では、祖先が古代において隋とか唐のような強大な帝国の侵略を受けてもそれを排除したし、豊臣秀吉のいわゆる朝鮮出兵を二度にわたつて敗北せしめ、豊臣秀吉をして悶死させた、その勇敢さもある。

そして近代に入つてからは欧米列強、日本、帝政ロシア、清国と、あらゆる侵略をうけな

がら、日本には三十六年間の亡国の憂き目を見なければ、依然として生ゴムのような弾性を持ち、表現は悪いんですがベンペン草のように強靱に生きる民族であるわけですから、この過渡期、といっても三十年の才月は短かくないわけですから、国際的にも国内的にも、さいなまれながらも耐えているわけです。

そういう中で帰化する人もいるし、風化されていく人もいるでしょうが、ですがその魂だけはいずれ戻るんじゃないかと、日本の風土になじんで、日本の気候、風土なり日本人情とか日本の文化、日本の山河を美しいということと愛着をおぼえて日本に帰化する者もおるかもしれないけれど、しかし一九四五年の八月十五日の正午から一時間もたたずしてソウルの町全体が白一色になったことを忘れてはならないと思うんですね。朝鮮人は非常に白色を好む、いわゆる清潔な民族であるということと白衣の民族といわれるんですが、白いチマ・チョゴリを着た婦人や市民連で白一色になったということを当時の朝日新聞のソウル特派員が話していますが、それほど強く、復元力の早い民族だと思えます。

だから今、この在日朝鮮人子弟の民族教育の問題とか、社会的な問題については本人たちもなかなか真つすぐには伸びないだろうし、さいなまれ、そしてずいぶん苦しい思いをしながら育つていくと思うし、親たちも心なら

ずも日本の名前をつかい日本人みたいな格好をして生きるというようなものがあるし、日本の先生方も、時に泥縄式であつても精一杯何とか子供たちのそういう民族としての魂を取り戻そうとして、いろいろ教場において作業をなさるでしょうから、長期的な目からみれば私は樂觀しているわけです。

悲観することは出来ないと思えますね。短期的にみれば風化されていくこの現状を悲痛な思いで、どうにもやり場のない憤懣と悲しみをもちながらも、できるだけのことをしていかななくてはならないと思えます。

私自身、奨学会というところにありました高校生などに講習会を通じて、一人でも多く本名を名のらせる、母国語をならわせる、歴史を知らせる、文化・伝統のようなものを身につけさせる、そういう作業をやっているんですが、長い目でみれば朝鮮民族は間違いなくアジアのルネッサンスの時代に必ずや大きな思想的、文化的役割を果たしながら生き抜くことを信じながら仕事をしているわけです。時間がたちましたので十分なお話もできなかったんですが、これで終らせて健たください。

在日朝鮮人の戦後史 II

— 法的地位に即して —

佐藤勝巳

1. GHQ占領期
2. 講和条約発効後
3. 日韓条約発効後
4. 国籍問題
5. 恣意的な行政
6. 申君を強制送還させないこと



在日朝鮮人の戦後史Ⅱ

—法的地位に即して—

佐藤勝巳

1 GHQ占領期

戦後の在日朝鮮人の法的地位について、こまかくやりますとずいぶん複雑なことがたくさんありますが、大切と思われる節々のことを少し話してみたいと思います。

一九四五年八月に、日本帝国主義が崩壊するわけですが、それから五二年四月二八日のサンフランシスコ講和条約発効までの七年間は、日本の国家が主権行使を事実上でできなかった期間です。GHQが実権を握って占領しておいたわけです。この期間の在日朝鮮人の処遇がどのようになされたかということが、ひとつの大きな節目になります。

次には、一九六六年一月一七日に、日韓法の地位協定が発効します。これが講和条約発効に次ぐ第二番目の大きな節です。そして五年間の協定永住許可の申請期間があつて現在に至っているということです。

朝鮮人をどのように処遇するかというちゃんとした方針はなかったようです。ただ、まあ自分の国が解放されたのであるから、朝鮮人は全部自分の国に帰るのではないかという単純な想像をしたようです。

今になってこういうことが言えるのですが、アメリカ軍というのは帝国主義の軍隊なわけで、日本帝国主義をつぶしたもつと強い帝国主義なわけです。それが被抑圧民族の立場にたつて法的地位処遇の問題を考えると要求するのが無理なのです。これはなにも在日朝鮮人の法的地位に限ったことではなくて、日本の帝国主義をつぶしてしまう、あるいは財閥を解体してしまうというGHQの政策は、けつして日本の民衆の立場にたつたものではなかったのです。アメリカ帝国主義の競争者としての日本の支配者の力をそぐという視点です。よね。日本の民衆や被抑圧民族の立場にたつての「民主化」政策では少なくともなかったということ、一年か二年たてばすぐ明らかになってくる。たとえば二・一ストに対

して、当時のGHQの態度を一つみても明らかです。日本の民衆が何を望むかなどということは、二次的三次的な問題なのです。競争者としての日本のブルジョアジーを押えていくという視点からの占領政策がならぬかれています。

このような位置づけから、在日朝鮮人政策を考えますと、この七年間というのはまさに支配者の意志が文字どおり貫徹されていき、在日朝鮮人の基本的人権の侵害、あるいは民族的自決権の激しいじゅうりん以外のなにもでもなかったといえます。

この期間をもうすこし具体的にみますと、一九四六年一月一二日に、「帰国しない朝鮮人は日本国籍を有する」というGHQの見解が出ます。GHQは在日朝鮮人に対して、自分の国へ帰れ帰れとプレッシャーをかけていますが、しかし在日歴の長い朝鮮人の一部分は日本に残るわけですね。ほぼ推定数字で五三万人くらいが残ります。

自分の国へ帰らないのだから日本の法律に

従うべきだという主張は、ともかく「日本国籍を有する」という考えですね。こちらへんが帝国主義アメリカの被抑圧民族に対する認識が非常によくでている。植民地から解放された国の人民がかつての宗主国である日本の国のなかに住んでいるからといって、どうして「日本国籍を有する」ことになるのでしょうか。とにかくGHQはそういうことを力づくでやったのです。

そしてそれを理由にして、在日朝鮮人の民族教育を弾圧していきます。つまりGHQが日本国籍を有すると言っているんだから日本人なんだ。日本人である以上、日本の「学校教育法」に従う教育をしなければならぬ。したがって民族学校でやっている独自のカリキュラムというものは「学校教育法」違反なんだというのが弾圧の表向きの理由です。

ですから戦後の日本の民主主義というものは、いろいろなことがたくさんあったと言われている、そのなかの目玉商品の一つとして「学校教育法」があるわけですが、それによって、なにか軍国主義の教育から民主主義の教育にかわったと言われている。しかし、在日朝鮮人の側からいうと、その「学校教育法」によって自分たちの民族的な権利が弾圧されていたという動かし難い事実があるわけです。「学校教育法」を評価する場合でも、一方ではそれが弾圧の武器となつて在日朝鮮人の頭上にふりおろされてきたという性格を

合わせ持っているということを知っていたらきたいと思えます。

それで、「日本国籍を有する」というのは五二年四月二八日まで続きます。それならば日本国籍を有しているんだから、選挙権・被選挙権を持っていいのかといえ、それはノです。在日朝鮮人は戦前は参政権を持っています、国会議員も一人、二回当選しています。それが戦争に負けた年の十一月、第八九帝国議会でその権利行使を停止させてしまいました。選挙権・被選挙権の剝奪ではなく、当分の間停止するという措置をとった。そうしておいて次に「日本国籍を有する」としたわけです。

それですと押し通したのかというと、そうではない。四七年五月二日に、今度は「外国人登録令」を施行しまして、在日朝鮮人・台湾人を当分の間外国人とみなすといつて、「外国人登録令」の適用を図った。ですから、やっていることは論理もなにもあったものではなくて、GHQの場合たりなとか、行きあたりばつたりの支配者の都合のよいことをやっているわけです。自分たちの都合のよいときは、日本国籍を有しているのだから民族教育をやつてはいかんといい、今度朝鮮人を管理・支配していくときには、必要とあらば外国人とみなすといつて「外国人登録令」を適用していくのです。

「外国人登録令」というのは、政府当局者も自分たちの本心を隠しておりません。戦後、

在日朝鮮人を取締る最初の基本的な法律であつたと明言しております。表向きはいろんなことを言っていますよ。たとえば在日朝鮮人の米の不正受給・横流しを取締るためだとかいろいろと理屈は言っております。

もちろん、これに対して当事者の側から、とりわけ在日朝鮮人の側から猛烈な反対が起こります。「外国人登録令」というのは、ご存知のように登録証明書の常時携帯義務というのが課せられていますので、「協和会手帳」の再来だということで猛反対します。戦争中、協和会組織によって人間性破壊の徹底した「皇民化」政策をうけてきた苦々しい思い、屈辱感が骨の髄まで残っている在日朝鮮人にしてみれば、「外国人登録令」が施行されて外国人登録手帳の常時携帯義務が課せられる、そらまた協和会だといふ発想をしたわけですね。今になれば若干見当はずれだと思うのですが、当事者の実感としては、それはもうピタッと重なつたと思えますね。その手帳でもって管理される、弾圧されていくとかぎりにおいては、協和会手帳も外国人登録証もまったくかわらんわけです。激しい反発がでて、結局実施が半年ばかり延びます。しかし何しろ世界最強の軍事力を誇るGHQですから、力を背景にして強行していくわけです。私はこの期間で当事者にとつていちばん大きなダメージは何かといえ、自分たちの学校をつぶされたことですね。自分たちが築き

あげた民族教育を弾圧されたことです。この当時の民族教育というものが、在日朝鮮人にとってどういう意味をもっていたのでしょうか。私は、民族教育いうよりも、失われた人間性の回復、そういうものであったと思う。民族というベルトを媒介にしてそれを獲得していく。あるいは、色濃く自分の中に外部から強制的にしみこまれた日本帝国主義の思想を、自分の内部から洗い出していく作業が民族教育であつただろう。そういうふうには考えております。それを大弾圧してしまつた。つぶしてしまつた。

当事者の側からしますと、皇民化政策の一貫なんです。なぜなら、つぶしたあとどうするかといえば、日本の学校へ行くしかないですものね。日本の学校というのは、日本人を教育する学校ですから、朝鮮人が本来勉強しなくてはいかんこととか、言葉を教えるとかいうシステムにはまつたくなつていない。これはあたりまえのことです。そこに入るということは、要するに日本人と同じになるということですよ。

もちろんごく少数の学校は、当事者の必死の努力で残りました。当時の民族学校の生徒数は、正確はわかりませんが、おそらく四〜五万人いたと思います。それが一挙に一万二〜三千人にダウンしてしまつたのです。結局、それらの生徒はみな日本の学校へおくりこまれてしまつた。

こと教育の問題に即していうならば、戦前の同化・皇民化政策というものが、一九五五年まで続いたということです。この五五年というのは、朝鮮総連が新たに出發する年であり、日本共産党が六全協で自己批判をしまして、当時日本共産党の中で活躍していた在日朝鮮人が名実ともに分かれまゝです。それで朝鮮総連ができて、新規まきなおして民族教育が再出發します。

現在、同化ということがよく問題になっておりますが、もしこの期間民族教育が弾圧されなくて發展していたならば、こんにちの在日朝鮮人の状況は非常にかわつていたと思ひます。どのように変わつていたかということも想像もできませんが、少なくとも今のような形ではなかつた。死んだ児の年令を数えてもしようがないのですが、四八年〜五五年のこの七〜八年間のブランクです。

もつといえ、日本人の対応です。そうですね。そういうGHQや日本政府の弾圧に対して反対する日本人の側の力量の問題です。あの民族教育の弾圧に、日本人のなかで誰が朝鮮人といっしょにスクラムを組んで闘つたか。残念ながら皆無にちかひ。全然いないとは申しませんが。ごく少数の人の例外を除いてはおりませんが。当時の日教組なんかは総スカンです。ね。まつたく相手にもしない。弾圧しても当然ではないかという態度で終始した。そのことの意味がどういふことであつたかということ

とは、我々日本人にとつてたいへん重い問題として残つておると思ひます。

2 講和条約発効後

次に講和条約が発効しますと、在日朝鮮人の法的地位がどうなるのかということですが、法務省の民事局長の通達一本で日本国籍の離脱が行なわれます。法律でも何でもありません。「平和条約の発効にともなう国籍および戸籍事務の取扱ひについて」(民事甲四三八号)という法務省の一局長の通達によつて、戸籍上日本人でなくなつたんだぞといつてきます。

今度は日本国籍がなくなる。そして今までの「外国人登録令」が「外国人登録法」にかわります。それからもうひとつ「出入国管理令」が施行され適用されます。正確な言い方をしますと、「出入国管理令」というものは講和条約発効前にポツダム政令としてできておつたもので、条約発効にともなう一連の法令再編のなかで、従来のポツダム政令であつた「出入国管理令」にも法律的效果をもたせる措置がとられた。その法律ナンバーが昭和二七年法律一二六号であつたわけですよ。ですから、法律一二六号の別名が「出入国管理令」であると考えてもらつてけっこうです。

この「出入国管理令」というのは、わかりやすくいえば、たとえばアメリカに住んでいゝるアメリカ人が日本に仕事でくるとき、パス

ポートをもって日本に入ってきました。そういう人たちに対して適用する法律なんです。つまり生活の本拠地が外国にあつて、仕事や観光などで一時的に日本に來ている外国人を対象としているものです。そういった人たちの日本での行動を規定しているのが、第四条の在留資格なんです。また第二四条には、この法律の適用をうける人たちが、どういったときに退去強制（国外追放）になるかということがたくさんあります。たとえば、失業、法定伝染病、一年以上の実刑、外国人登録法違反で禁以上の刑をくつた者、等々。

ところが在日朝鮮人の場合は、生活の本拠が日本にあるわけです。日本にあるにもかかわらず、通達一本で外国人にして、そういったパスポートを持って、在留資格をもって日本に一時滞在している人たちと同じ法律を適用したわけです。国外追放の条項がたくさんならんでいるその法律を在日朝鮮人に適用する。そういうことですから、いくら日本の政府でもそんなあつかましいことはできなかつた。そこでこう決めたわけです。法律一二六号の二条六項というところで、在日朝鮮人と在日中国人（その大部分は台湾出身者）については「別に法律ができるまでは在留資格を有せずして在留できる」としたので。

この在留資格がなければ、外国人はいっさい日本に入国することはできません。いちばん極端な例でいえば、無職だから日本に入ら

せてくれといっても絶対にだめです。また日本にきて無職になれば国外退去になるし、それからジャーナリストで入国したものが、日本人に授業料をとつて語学を教えたとする。これは在留資格がちがうわけです。資格外活動といつてこれも国外退去をされます。こういうふうには非常に厳しい管理を行っています。在日朝鮮人にも基本的には同じようにやっているんですよ。

ですから、二条六項というのは「在留資格を有せずして在留できる」というところがみそなわけです。何をやつてもいいということですよ。ノーマーケットです。これは大きな武器です。商売も何をやつてもかまいません。これを理由にして、おまへは法務省の許可を得ずして焼肉屋をやつていたものが今度は建設業をやつている、これは資格外活動だから国外追放だということはないわけです。この条項というのは、いまの力関係のなかでは活かさなければならぬと思います。

たまたま野党の議員なんかであまり勉強していない人が、この条文を読んで、在日朝鮮人というのは在留資格を有せずして在留できるというのは在留がきわめて不安定である、これは改正した方がいいなんてことを政府にいうことがあるのです。政府の方は、まづていまして、では改正しましょうということ、で「正」すれば、学生は勉強以外はしてならないというようないへん厳しい状況になり

かねないわけです。そういう意味では、野党の先生方に勉強してもらわないと困るんですね。ときどきとんでもないことをいひ出しませうから。

こういつた法一二六―二一六に該当する人というのは、戦前から、正確に言うると一九四五年九月二日（降伏文書調印）から、五二年四月二十八日までひきつづき日本に在留していた者と、この間に生れた子供です。この先からいろいろ問題が起きてくるわけで、つまりここで線引きがやられたのです。五二年四月二十八日以降に生れた子供の在留資格が別になつてしまつたのです。在留期間は三年になつて、三年たつと一回ずつ入管（入国管理事務所）に行つて、法務大臣にもう三年間日本におらして下さいという更新手続をしなければならぬ。ですから、五二年四月二十八日をさかいに線を引いて、親と子の在留資格が違つてしまつたわけです。

3 日韓条約発効後

次に、日韓条約の締結をむかえます。一九六六年一月一七日が、日韓基本条約とその他の協定が一齐に発効した日です。この日まで、在日朝鮮人の在留資格は、朝鮮籍であるうが韓国籍であるうが、総連（在日本朝鮮人総連合会）に属しているうが民団（在日本大韓民国居留民団）に属しているうが、どこで何をしているうが、在日朝鮮人の法的地位と

いうものは一本であったわけですが、一本といふのは、さきほど言いましたように五二年四月二八日をさかいにした親と子は分れますが、朝鮮籍でも韓国籍でも在留資格は同じだった。一六六―一六六該当者とその子供、この二つです。

ところが、この日から事情は一変してきました。一九六六年一月一七日と七一年一月一六日の五年間に、さっきの法一六六―一六六の人もその子供も、所定の手続をとれば、「協定永住」と呼んでいる資格がとれることになった。この五年間で申請した人は、だいたい三四万人くらいです。ところが申請した人の子供が生れるでしょ。これは手続をすると同時に資格をもらえる仕組みになっていて、いまでは三六万くらいになっているはずで、年々増加していくわけですね。

この協定永住というものは、「密入国」者でないかぎり、だいたい許可を与えたようです。さっきの一六六―一六六該当者であつて、なにか刑罰法令に違反して実刑を何年間かつとめ、「出入国管理令」二四条違反ということになり退去強制令書が発布されたとしても、第五〇条で法務大臣が日本に特別におらしてやるという自由裁量権があるのですが、この五〇条裁決によって日本に特別に在留できるといふ場合があります。これを「特別在留」、略して「特在」と呼んでいます。こういう特在

になった人たちにも協定永住を与えています。いやな言葉ですが「前科」といふものがあつても協定永住を出している。たとえば金嬉老^{キムヒロ}ですが、彼は当時「前科」八犯で刑務所の中に一八年間おつたわけですが、獄中で申請をして許可になっています。ですから「密入国」者でないかぎり、申請した者はだいたい許可になったとみてよいのではないでしょうか。

協定永住許可の申請が打ち切られた七一年一月一六日で、朝鮮籍の人がたぶん二六万人くらいいたと思います。六五年から日本政府は、朝鮮籍・韓国籍の人がどれくらいいるかという発表をビタツととめてしまい、それ以後はどこへ問い合わせても、分りませんといふことで教えてくれない。ですから私の推定数字なのですが、二六万くらいでしょう。ただ韓国籍で協定永住をとらなかつた人が、二〇三万人おつたはずで、たぶん三万人くらいではないかと思つています。私は以前、協定永住をとるには韓国籍にならなければだめだと間違つたことを書いてしまつたことがあるんですが、韓国籍でなくても協定永住はとれたんです。それは出入国管理特別法施行規則第一条第一項二号の「国籍を証する文書、又は大韓民国の国籍を有している旨の陳述書」とあり、つまり、朝鮮籍でも陳述書を書くことによつて協定永住を与える仕組みになっています。これは法務当局が私の質問に答えて、朝鮮籍のまま協定永住をとつた人がいると

認めているのです。「教は？」ときいたら、『それはわかりません』とこつておりました。

そこで、協定永住をとつた人と、協定永住をとらなかつた人（一六六―一六六該当者とその子供）とは、どこが違うのかということが問題になります。いちばん大きな違いは、やはり退去強制事項が四つになつたといふことですね。法律一六六―一六六の方は、二〇余あります。協定永住者の退去強制事項というのは、「内乱罪」、「外交に関する罪」、「麻薬犯」そしてこの申京煥君が適用をうけている「七年以上の刑をうけた者」の四つです。

ですから形の上からみますと、協定永住の方が有利であるといえるわけで、事実大変有利であると私は思う。それでは、協定永住といふものは、立派なもので万々才かといつたら、けつしてそうではない。結論から申しますと、きわめて不十分なものだと思います。というのは、現行令は、そもそも生活の本拠が外国にあつて、研究とか業務のために一時的に日本に入つてきている人たちに適用する法律なのであつて、在日朝鮮人は、日本の支配権力によつて強制連行されたとか、また事実上強制的なかたちで日本に来ざるをえなかつた人達とその子供です。こういう人達に入管令を適用するのは基本的に間違つていて、その誤りの上になつて協定永住が作られてい

る、ということです。

思想的な角度からこれを見ますと、日本の植民地支配が合法的なものだという別な表現ですよね。なんら日本の国家が責任を負うべきものではないから、他の外国人と基本的に同じ法律を適用していくんだということです。もし、日本の朝鮮植民地支配がまちがいであるんだとするならば、五二年四月二八日の講和条約発効のときに、「外国人登録法」であるとか「出入国管理令」を、若干の除外規定を設けたとしても、これを適用するなどということとは、論理的にも実際のにもありえないことです。ですから、先ず講和条約発効の時の処置が問題であつたわけです。

これは当事者に見ますとこういうことになりますね。一九一〇年、まさになんのことわりもなくハッと気付いてみたら「日本帝國臣民」なんだということになった。一九四五年八月、祖国は解放されたんだ、もう俺は日本人ではなくなつたんだと思つたら、アメリカがやってきて、おまえは日本国籍を有するんだということになつてそういうあつかいをうけた。そして今度は講和条約が発効したら、まったく本人の意志を問うことなくおまえは日本人ではなくなつたんだぞということですよ。ですから、自分の国籍というものを、在日朝鮮人はただの一度も自らの意志によつて決定することがなかつたということなんです。これはたいへんなことだと思ひます。

4 国籍問題

そこでこの国籍問題というものが、どのように恣意的な扱いをうけてきたかということに少しふれたいと思ひます。

まず最初に国籍が問題になるのは、一九四七年五月二日に「外国人登録令」が施行されたときです。外国人登録証という常時携帯するものがあるのですが、この国籍欄には、このときは全部「朝鮮」と書かれたんです。それが一九五〇年一月に第一回目の登録切替があり、この直前になつて、当時朝鮮半島には二つの政権ができていたわけですが、李承晩政権からGHQにこういう申し入れがくるんです。「日本の国内で「朝鮮」という言葉を使うのはおかしい。大韓民国が朝鮮半島における唯一合法政府なのだから、したがつてこれを日本語で表記するならば「大韓民国」ないしは「韓国」と記述すべきだ。日本国内で使われているいづれの公用語から「朝鮮」を消せ」と要求してきたのです。

GHQは、それを受けて日本政府に対全部「韓国」にせよといつてきました。日本政府とGHQとの間で当時としてはかなり激しいやりとりがありました。まあごたごたありまして、結局二月二三日になつて、「韓国」の名称も使用するという閣議決定をしたあとで、法務総裁談話として次のような趣旨のコメントを発表します。「外国人登録証国籍欄を本

人が希望するならば「韓国」と書き換えてもさしつかえない。ただしこれは国家の承認を意味するものでもなく、法律上の取扱いで差別するものでもない。「朝鮮」も「韓国」も記号ないし用語である」とこういつたわけです。ですから、私たちはこの見解を「用語」説もしくは「記号」説と呼んでいきます。

そして、この記号説がいつまで続いたのかといひますと、一九六五年一〇月二六日まで続くのです。一〇月二四日の国会で、社会党の議員がこういう質問をしたのです。「政府はけしからん。朝鮮籍から韓国籍には書き換えを認めておるのに、「韓国」を「朝鮮」に書き換えるのを認めておらんではないか。これは明らかに「国籍選択の自由」に反しているではないか」と。するとこの質問に対し佐藤首相が「そのようなことはしておらん。本人が希望するならいくらでも書き換える」と答弁した。そして次に法務大臣がでてきて、「朝鮮籍から韓国籍に書き換えたものを再び戻すなどということは法務省としてはやっておりません」と言つたわけです。総理大臣と法務大臣の答弁がまるつきり正反対になつたのですね。

それで、てんやわんやの大騒ぎになつて、一〇月二六日に政府統一見解を発表したわけです。「韓国と書いてあるのは国籍である。朝鮮と書いてあるのは記号である」という内容です。これはまあみんなびっくり仰天しま

して、翌日の衆議院日韓特別委員会で、この統一見解が大問題になるんです。まあ日本の国会というところは奇々怪々なところですね。信じられないことがおきるんですね。この委員会では、社会党の横山議員の、いつから「韓国」は国籍になったのかという質問に対して、当時の佐藤首相、石井法務大臣、八木入管局長が、えんえん四時間もねばってあまいな答弁をくりかえし、とうとうこの返事をしないまま終ってしまっただけです。「韓国」「朝鮮」の記号ということになってしまった。

こうしたことを法務省の役人に直接たずねると、「それは皆さんが事情を知らないんですよ。そもそも「朝鮮」から「韓国」への書き換えを受け付けるときには、韓国の在外国民登録をもらってきつています。在外国民登録をしたものは大韓民国の国民であると、韓国の国内法でそうなっている。本人と韓国政府の間で韓国籍にするんだという手続をもって市町村の窓口に来たのだから、これは当然に国籍である。しかし「朝鮮」の方はそういう手続をとっていない。つまり朝鮮民主主義人民共和国の出生機関がないからだ。そういう手続をとっていないからあれは記号である」と、もっともらしいことを言うのですね。

しかし、一九六六年一月一七日に、日韓国交回復がなされたのです。統一見解がでたのは六五年一〇月二六日です。すると国交未

回復ということでは、韓国とも北朝鮮とも、中国ともベトナムともみんな同じことです。にもかかわらず、韓国の出生機関の領事事務がなぜ公認されるのかという問題が起きてくるわけです。理由を説明しろと言っても、これには役人たちもいつさい答えることができないのです。

すると、事実上日本政府が他人の国籍を勝手につくったのではないか。明白に介入したのではないか。そうすれば、世界人権宣言一五条違反であるし、サンフランシスコ講和条約違反になるんじゃないか。自分たちの作った法にすら反した行為なわけです。

そういうでたらめなことで、日本政府は国籍をつくりあげたのです。ですから、日本政府は、GHQも含めて、ただの一度も在日朝鮮人に自己の国籍を自己の意志によって表明する機会を与えなかつた。抹殺してしまつた。そういうことをやってきております。

5 恣意的な行政

官庁のなかで、どこがいちばん在日朝鮮人を外国人だ、外国人だといっているかといえば法務省ですね。そしてその外国人であるということを、いちばん悪用しているのは警察です。外事警察ですね。たとえばなにかの集会の帰りを待ちぶせておいて、狙いをつけておる在日朝鮮人に「外人登録証をみせて下さい」とやるわけです。ひどい例になると、フ

口の帰りをねらって提示を求めることもあるやにきいています。

文部省はというと、民族学校を基本的に認めておりません。六七、六八年に「外国人学校法案」を二度にわたって国会に上程しまして弾圧しようとした。それは結局、反対にあつてつぶれたのですが。

労働省なんかまかつたくやる気がない。あそこは非常に狡猾なところですね。労基法第三条、職安法第三条には、国籍による差別はしてはならないということになっているわけですが、何もしない。外国人であることを理由に私企業が雇用を拒否しても、法律違反にならないんだそうです。日本というところは、

それぞれの官庁が自分に都合のよいところだけを使うわけです。法務省がいまなんて言っているかといえますと、在日朝鮮人問題に今いちばん理解のない官庁は警察庁である、次に文部省である、次に労働省である、と言っています。入管（法務省入国管理局）の方は、なんだかんだといつても戦後三〇年間この問題をやってきたわけです。ところが今、いろんな矛盾にぶつかつて困っている。在日朝鮮人の処遇問題においては各官庁と国民の理解が必要であると言いつつ出しています。

それはさておいて、それならば日本の労働者は在日朝鮮人を外国人として考えているかということですが、そうではないでしょう。朝鮮人だと思つているかもしれないですが、外

国人だとは思っていませんね。外国人だという、だいたい顔が白くてと、こう考えるでしょ。ここが問題の一つだと思えます。

現在、七四万の外国人が日本にだいたい常時います。そのうちの約八六%である六四万が在日朝鮮人です。少なくとも量的な側面からいふならば、日本にいる外国人の圧倒的大部分が在日朝鮮人なわけです。

ところが、行政は外国人であるということと権利を全部切ってきた。大阪では、ここ二三年前からようやく国民健康保険の適用をされましたね。去年になって公営住宅の入居もようやく認められた。この大阪から西の方の地方自治体は、まだ公営住宅の入居をほとんど認めないはずですよ。その理由は外国人だからというのです。

ついでさきごろ、司法試験に合格した金敬得君という青年が司法修習をうけるにあたって、外国人はだめだといわれています。司法試験に合格してもこの二年間の司法修習をしないと弁護士にはなれません。司法試験には国籍条項がなく、とくに日本国籍が必要であるということはありません。それに日本で弁護士をするにも国籍条項はないんです。ところが司法修習生の段階で外国人はあかんということになっていくのですね。どういうわけかという、最高裁判所の裁判官会議でそのような申し合わせになっているというのです。入口もあるし出口もあるが、真中がだめだとい

う仕組で巧妙に在日朝鮮人などが弁護士になるのを排除しているわけです。

この理由も日本国籍がないからですね。注目すべきことは、最高裁が司法修習生として外国人を認めないというのは、司法修習二年間に国が給料を払うんだから公務員に準ずるんだと言っている。公務員というのは、人事院規則の採用の条項のなかに「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」というのがあるのです。そうしますと外国人を公務員にはいかにということはないのです。国家公務員・地方公務員にはならない場合というのは、「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわる公務員」に限定されているわけです。今、この地でも問題になっています電々公社の在日朝鮮人の雇用拒否でもこの条項をもちだしているわけですが、高校を卒業して電々公社につとめる人間がどうして「公権力の行使」、「国家意志の形成への参画」ということになるかということですよ。

しかも、金敬得君の場合、帰化をしたならば司法修習生として認めると、最高裁の名前で文書で書いてあるのです。最高裁判所が他人に向って帰化しろと言っている。本当に何を考えているのか。あきれはてた話です。つまり、外国人といえど、日本に住む以上税金を払うのは当然だ、といって税金はとる。

他方、日本の国とか地方自治体が身銭をきって社会福祉をしなければならぬときには、外国人だという理由で全部シャットアウトしている。つい二、三年前までは、在日朝鮮人の多住地域であるこの近畿一円でも国民健康保険を適用しなかった。病気になるって医者にかかったら全額医療負担しなければならなかった。就職差別をうけておる。進学差別をうけておる。あらゆる差別をうけておる。医者にかかったら全額払わなければならぬ。悪循環をきたすわけです。だから身体の具合が悪くても仕事に出て行く。さらに身体が悪くなる。悪くなるからなかなか雇用条件もむつかしくなる。

戦後三〇年間、法的地位の問題、福祉の問題、全体を含めて外国人だからということとで抑圧してきた。それなら外国人としての固有の権利である民族教育を認めるのかといえ、それは認めない。そういうことが、ずっと続けられてきています。

在日朝鮮人の問題というのは、我々が過去の植民地支配についてどういう責任のとり方をするのか、外国人である在日朝鮮人と対等な人格を認めあう関係をどのようにつくっていくのか、ということが鋭い形で問われつつも十分に対応できないで、当事者のみにその

矛盾がしわよせされてきています。

こういう状態は、一日も早く改められなければなりません。このような一般的なことをいくらいってみても、情況は、一向に変わらないと思います。民族差別であれ、なんであれ、ことは、個別・具体的に記せるものです。この申君の事件も、例外ではありません。なぜ、申君に退去強制令書が発せられたのか？　いうまでもなく、申君個人の責任を不問に付すわけにはゆきませんが、この個別の事件にかかわることによって、いままで抽象的であつた、日本近現代史、つまり、日本の国家権力の別な顔が、また、それを充分に認識しえなかつた自分の顔が、かなりリアルにみえてくるのではなからうか。

更に、従来、抽象的であつた在日朝鮮人が、具体的な存在として認識され、その関係が、考えていたような奇麗ごとでは進まないということも相互にはつきりしてきます。そして改めて、「連帯」のむつかしさがわかつてくるのではないかと思います。とにかく、楽な運動ではありません。それはそうだと思う。百年もかかつて作り出された植民地及びその思想が、三年や五年運動やつたからとて、どうして先がみえてきましよう。だから、朝鮮問題をやりたがらないのではないでしようか。ですから、本質的に変わらないことが、若干形をかえて繰り返えされているのだと思う。

大変回り道のようにですが、個別・具体的な

問題に、少なくとも五年関係すれば、かなり色々なことがみえてくるのではないかと思われま。結局、それが最も近道のような気がします。従つて、この申君の運動に多くの人が参加することを期待するものです。

(一九七六・一二・一〇)

シンキヨンファン

申京煥君の退去強制を許すな

もとの在留資格——「協定永住許可」にもどせ

◆よびかけ

申京煥君は、「協定永住許可」を取得している在日韓国人二世です。彼は「懲役八年」の実刑を受けたという事で韓国に退去強制されようとしており、現在法廷で斗っています。日本で生まれ、日本以外のどこにも生活基盤を持たず、母国語に触れる機会さえ奪われてきた彼にとつて、韓国への強制送還は、まさに「社会的な死刑」といえます。日本に在住する六十余万の朝鮮人は、日本帝国主義の朝鮮植民地支配の中で土地を奪われ、生活のためやむなく日本へ渡航せざるをえなかった者、あるいは強制連行された者、そしてその子孫たちです。彼らは誰にも強制されることなく、みずからの意思に従つて、朝鮮人として日本に住み、あるいは帰国（往来）する権利を持っています。日本政府は在日朝鮮人に対して、このような権利を保障する義務こそあれ、申京煥君を「強制送還」することなど決してできないのです。

◆事件の経過

申京煥君は一九四八年一月十五日、兵庫県宝塚市に生まれました。申君の両親は今から四十五年程前、日本の植民地支配による生活の苦しさから日本に渡航しました。しかし日本社会の差別政策によつて日本でも定職につくことはできず、土木労働者として生活してきました。申君は、宝塚韓国小学校（六二年三月廃校に追いこまれました）、宝塚市立第一中学校を経て県立有馬高校に入学し、六五年有馬高校を卒業しましたが、在日朝鮮人は、三日も雨が降れば死んでしまう「職業にしかつけないことを見せつけられる中で、たった一つ受けた会社も申君の友人の日本人は採用され、申君の就職は拒まれ、高三の三月にクラスの中で就職の決まっていなかったのは申君だけでした。日常的に差別と偏見に満ちた日本社会へのあきらめを持ち絶望的になっていた折、一九六六年仲間と共に窃盗・強盗を行ない、六八年五月十四日静岡地裁において「強盗致傷罪」の「懲役

八年」の判決を受けました。この裁判自体、大きな問題を持つています。「犯罪」構成が入り組んでいるのに、不明確なままであること、また申君から傷を受けたという「被害者」をつくり出すことによつて「強盗」よりも重い「強盗致傷罪」を作り出していること、(申君自身覚えがないし、被害者自身「こんなものは傷のうちにはいらな

い」と言っている)、これらの上に立つた「懲役八年」の実刑を犯行当時未成年の申君に対して科したのです。(なおこの年の二月に「金婚老事件」がおこっています。申君は東京高裁に控訴しましたが、

六八年十月「控訴棄却」の判決が出、八年の刑が確定しました。

申君は、八年の刑を五年に縮めて七三年九月二十日出所することができました。ところが申君は家に帰ることはできず、入管の手によつて大村収容所に送られてしまつたのです。申君は六九年十月、獄中で「日韓法的地位協定」による「協定永住許可」を取得して、ました。その申君が「出入国管理特別法」六条一項六号(「無期又は七年を越える懲役又は禁錮に処せられた者」は退去強制できる)に該当するということです。七三年七月入国審査官は退去強制の「認定」を行ないました。申君は当然これを不服として特別審査官のもとで口頭審査を行ないましたが、ここでも「認定」は変わらず、申君は法務大臣に対して異議申立を行ないました。これに対し、時の法務大臣田中伊三次は「異議申立は理由がない」と棄却し、九月十

四日、退去強制令書が発付されました。これに対し申君は法務大臣を相手どり、退去強制令書の取り消し訴訟と退去強制の執行停止を求める訴訟を十一月十四日に起こしました。その結果、後者に対して十一月二十八日の送還を前に十一月二十二日、執行停止の裁定が出されました。そして七四年二月十九日、申君は大村収用所から、仮放免され、愛する家族の元へ帰ってきました。

◆特別在留許可をノ——現訴訟

「出入国管理令」五〇条一項には「法務大臣の裁決の特例」として法務大臣は「裁決に当たつて、異議の申し出が理由がないと認める場合でも……その者の在留を特別に許可することができる」と記され、それに該当する者として「1永住許可を受けている時、2略3その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情がある時」とあり、いわゆる「特別在留」とはこれをいいます。現訴訟は申君と彼の家族が「協定永住許可」を持つており、したがつて「諒解事項・6」
「協定永住者の家族の強制退去については、家族構成その他の事情を勘案し、人道的見地から妥当な考慮が払われる」、「合意議事録三条二項」
「……人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う」のいずれにも該当していること、さらに申君の家庭状況(病身の両親、働き手の申君)や服役状態(八年を五年

半に縮めている)等を考慮するならば、申君の「特別在留」を出さなかつたのは、法務大臣の裁量権の逸脱であり、それをうけて広島入管主任審査官の発布した退去強制令書の取消しを求めているものです。しかしこの現訴訟の主張には問題点があります。①「人道条項」のみに依拠して「特別在留」をお願いするのは、在日朝鮮人形成の歴史と現在の日本社会の差別性をとらえていません。②仮に「特別在留」を取つたとしても、いつでも退去させうるといふ法務大臣の「自由裁量」のもとに縛りつけたままであり、きわめて不安定な在留資格です。しかし協定永住許可を持つ者の退去強制を阻止する現訴訟の意義は大きいのです。

◆もとの在留資格Ⅱ「協定永住許可」にもどせ——新訴訟

現訴訟の問題点を克服し、裁判をより本質に迫るために、現訴訟に加えて新訴訟が七四年七月二日第五回公判において出されました。この新訴訟は広島入管が申君に対して行なった「退去強制認定処分」が不当であるとし、取消を求めるものです。つまり、入国審査官の退去強制が妥当であるとする「認定」がいかに「協定永住許可」を實質的に剝奪する法的効果を持つ故に、「認定」は単に形式的機械的なきされるべきものではないのです。この新訴訟は「認定」の不当性を訴え、退去強制令書の取消を求めたもので、法的あるいは社会的

影響からみても現訴訟より大きな意味を持っています。つまり新訴訟に勝ち「認定」が取消されれば、申君は「特別在留」というきわめて不安定な在留資格ではなく元の在留資格Ⅱ「協定永住許可」にもどれるのです。

◆その後の公判

七五年九月二十二日才十二回公判から証人尋問が始まりました。最初の証人は崔昌華氏で、彼は申君の韓国小時代の担任です。申君の少年時代・家族・ヨンコーバ(申君の住んでいる朝鮮人多住地域)の様子を証言しました。才十三回公判においては宝塚の地域の二証人(韓国人・日本人)がヨンコーバの成りたちや当時の様子を証言しました。才十四回公判では佐藤勝己氏が朝鮮人の強制連行や渡航の歴史、戦後の法的地位を証言しました。今後家族などが証言にたつことになっています。

◆会員になって下さい

「申京煥君を支える会」では会員による活動をすすめています。「支える会」は申京煥君の退去強制を阻止し、元の「永住許可」にもどすことを当面の課題としています。地域・職場での署名・カンパ活動、ニュース等による連絡の徹底、裁判報告及び討論集会とし

ての例会、財政基盤の確立等を目的としています。
ぜひ会員になって下さい。

「申京煥君を支える会の会員に！」

●会費 一カ月二〇〇円

●申し込みは

振替「神戸73350

申京煥君を支える会」

で、五カ月分ほどまとめてお願い
いたします。

●会員には、「申京煥君を支える会・ニユ
ース」、例会案内等をお送りします。

申京煥君を支える会

兵庫県宝塚市福井町一一一

宝塚福井教会気付

☎〇七九七一一五九一

振替 神戸七三三五〇

申京煥君を支える会 パンフレット

- 申君支援運動資料集No.1 300円
申京煥・裁判・支える会
12・8東京集会(1973年)基調報告
公判資料(訴状、準備書面)
申京煥君の手紙(1973年4月14日)
申点粉さんの嘆願書
12・8東京集会資料
申京煥裁判に関する日韓キリスト者の要望書
- 75・3・30 関西集会報告(資料集No.2) 200円
基調報告
申京煥君のあいさつ
在日朝鮮人の法的地位と申京煥裁判・仙谷弁護士
申京煥君事件関係年表
- 「自分の意志で堂々と帰りたい」(申君発言集、資料集No.3) 150円
- 申京煥君裁判資料集(資料集No.4) 400円
退去強制処分取消請求訴状
国側答弁書
原告側準備書面 第1~第5
国側準備書面 第1、第2
太寿堂鑑定書
小田鑑定書
- 申京煥裁判証言集・第一集 600円
崔昌華氏
金泰浩氏
井熊一郎氏
佐藤勝巳氏
- 申京煥裁判証言集・第二集 400円
李仁夏氏
金弼連氏
申点粉氏
- 在日朝鮮人の日本渡航史 姜在彦 400円
- 申京煥君を支える会・全国ニュース
No.1 1975年12月15日
No.2 1976年2月1日
No.3 1976年5月15日
- 申京煥君を支える会・ニュース
No.1 1974年1月
No.2 ♪ 3月24日
No.3 ♪ 5月19日
No.4 ♪ 6月23日
No.5 ♪ 7月28日
No.6 ♪ 10月6日
No.7 ♪ 11月23日
No.8 1975年2月2日
No.9 ♪ 3月23日
No.10 ♪ 5月5日
No.11 ♪ 6月28日
No.12 ♪ 9月28日
No.13 ♪ 11月22日
No.14 1976年10月17日
No.15 ♪ 12月10日
No.16 1977年4月3日
No.17 ♪ 5月20日
No.18 ♪ 7月31日

.....
〔編集・発行〕 申京煥君を支える会 1977年 8月

〔事務局〕 兵庫県宝塚市福井町11-1

宝塚福井教会

〔定 価〕 300円

.....